

全国介護保険担当課長会議資料

令和2年7月31日（金）

高齢者支援課

目次

【高齢者支援課】

1. 介護現場革新の取組の全国展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 有料老人ホーム等の適切な運営の推進について・・・・・・・・・・ 19
3. 地域医療介護総合確保基金の積極的な活用について・・・・・・・・ 21
4. 介護施設等における衛生資材等の供給・備蓄について・・・・・・・・ 37
5. 令和2年7月豪雨について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

1 介護現場革新の取組の全国展開

(1) 介護現場革新の取組の全国展開（都道府県等を主体としたパイロット事業の全国展開）

2040年に向けて生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、介護現場が地域の介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りを進めるためには、職場の良好な人間関係作りや結婚や出産、子育てを続けながら働ける環境整備を図ることが重要である。

そのため、介護現場をより働きやすくすることができるよう、

- ・ 平成30年度に関係団体と厚労省との間で介護現場革新会議を開催し、基本方針（※）をとりまとめるとともに、介護施設を対象に職場環境の整備やOJTの仕組み作り等を含めた業務改善の取組の手順をまとめた生産性向上ガイドラインを作成し、
 - ・ 令和元年度は基本方針を踏まえた取組をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で実施したところである。
- ※ ①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等。

令和2年度においては、これまでの取組を全国に普及するため、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーを開催するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」の取組に必要な経費の補助（(2)参照）を行うこととしている。

また、地域の実情に応じた生産性向上の取組にきめ細かく対応するため、

- ・ 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する介護保険法の改正や、
- ・ 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）において、介護現場革新の取組を新たに評価することとしている。

各都道府県等におかれては、介護人材がやりがいを持って働き続けられる環境整備の促進のため、都道府県版「介護現場革新会議」の枠組を積極的に活用し、管内関係団体や有識者等と一体となって、業務の洗い出し・仕分けやロボット・センサー・ICTの活用等の生産性向上に取組み、また介護職員がやりがいを持って働き続けられる環境作りを取組む「地域のモデル施設」を育成することをはじめ、介護という仕事の魅力発信や介護人材の悩み相談窓口の整備、出産・育児・介護等と仕事の両立支援など、介護現場の業務効率化や介護業界のイメージ改善などに取り組んでいただきたい。

令和元年度のパイロット事業の先進的な取組を生産性向上ガイドラインに反映（改訂）することに併せて、自治体向けの手引書を作成し、介護現場の業務改善に対する自治体の役割や先行して取り組んだ7自治体の創意工夫ある取組をまとめている。各都道府県等におかれては、当該手引書を参考にしながら、「地域のモデル施設」の育成等、介護現場革新の積極的な取組をお願いする。

<介護分野における生産性向上について（厚生労働省ホームページ）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00013.html

(2) 地域医療介護総合確保基金の積極的な活用

介護ロボットについては、高齢者の自立の促進・介護職員の負担軽減を目的とし、その普及を促進しているところである。その一環として、平成 27 年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、「介護ロボット導入支援事業」を実施しており、全国的には着実に補助件数が増加している一方、各都道府県の補助状況（参考資料参照）や導入事例の周知（※）には差が見られる。

※ 事業実績（補助件数のほか、導入施設での使用状況・導入効果・導入時の課題等）を自治体のホームページで公表し、好事例の普及に努めるなど。

また、令和元年度において、介護ロボットの効果的な活用等の業務改善の取組を支援するため、生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、タイムスタディ調査による業務の課題分析等を支援するための経費を補助する「介護事業所に対する業務改善支援事業」を基金のメニュー事業に追加したところである。

令和 2 年度においては、当初予算において、上記事業の内容を拡充したほか、第 1 次補正予算において、介護ロボットの導入支援の大幅な拡充を行ったところである。

各都道府県におかれては、介護ロボット導入支援と業務改善支援を効果的に組合せて実施するなど、各事業の積極的な取組をお願いするとともに、管内の介護施設・事業所に対して、自治体のホームページや研修会等の場を通じ、各事業における好事例の周知をお願いしたい。

(令和 2 年度の拡充内容)

○ 介護ロボット導入支援事業

	当初予算	第 1 次補正予算
補助額 (1 機器あたり)	・ 据え置き (上限 30 万円)	・ 移乗・入浴支援は上限 100 万円に増額
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (Wi-Fi 工事、インカム)	・ 1 事業所につき上限 150 万円の補助を新設	・ 1 事業所につき上限 750 万円に増額
補助上限台数	・ 利用定員 1 割までから、2 割までに拡充)	・ 補助上限台数の撤廃
事業主負担	・ 対象経費の 1 / 2	・ 都道府県の裁量により設定 (負担率の設定が条件)

○ 業務改善支援事業 (当初予算)

都道府県での「介護現場革新会議」の開催にあたり必要と認められる経費に対して補助を行う。

① 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費

② 介護事業所の取組に必要な経費

(例：業務コンサルタントに係る費用や介護ロボット・ICT 機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用 (インカム、介護記録ソフトウェア、Wi-Fi 工事等に係る費用を含む。)

③ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】

- ②については（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限500万円）、
- ①③については必要な経費

（3）介護ロボットの開発・普及の促進

介護ロボットの開発・普及については、これまで介護現場のニーズをふまえた介護ロボット開発が行われるよう、介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議会（介護現場と開発企業の協議を通じ、着想から現場のニーズを開発内容に反映）の設置や、開発中の試作機器に係る介護現場でのモニター調査を実施してきたほか、介護現場での活用を促進するため、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築を図るなど、開発・導入・普及・活用の各段階で必要な支援を行ってきたところである。

令和2年度においては、これまでの取組を発展的に再編し、

- ① 介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談や、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応（試用貸出や開発実証に係る補助金等の紹介等）を行う「相談窓口（地域拠点）」を全国11箇所に設置、
- ② 開発実証のアドバイザーボード兼介護現場へ導入する前の先行実証フィールドとして、全国6箇所のリビングラボによる「リビングラボネットワーク」を構築、
- ③ 介護現場での効果検証を行うために協力可能な介護施設を提供する等、介護現場での実証フィールドを整備

することにより、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、本年8月3日から①「相談窓口（地域拠点）」及び②「リビングラボネットワーク」を開設することとしている。

また、上記のプラットフォームにおいては、①の相談窓口（地域拠点）を中心に、これまで実施してきたニーズ・シーズ連携協調協議会や介護ロボットに関する研修会、情報発信を目的とした地域フォーラムの開催などを継続して実施することとしている。

各都道府県におかれては、上記プラットフォームの取組を管内介護施設及び開発企業に対して広く周知するとともに、必要に応じて各取組への協力をお願いしたい。また、相談窓口及びリビングラボについては、今後、追加の検討を予定していくのでご了解願いたい。

<介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム>

（専用ホームページ） <https://www.kaigo-pf.com>

（4）夜勤職員配置加算の算定（介護ロボットの活用の促進）について

平成30年度介護報酬改定では、特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設けたところである。

具体的には、特別養護老人ホーム又は短期入所生活介護において、

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数について、最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること
- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること
- ・ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要

な検討等が行われていること
を要件として、夜勤職員配置加算の算定を可能としたところであり、各都道府県におかれては、同加算の要件緩和について引き続き管内介護施設へ周知をお願いしたい。

また、令和3年度介護報酬改定に向けて、現在、介護ロボットの導入効果のタイムスタディ調査を実施しており、必要な見直しを検討していくのでご了解願いたい。

(参考資料) 介護ロボット導入支援事業の実施状況 (令和2年1月時点の暫定値)

	令和2年度
	都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数
北海道	55
青森県	7
岩手県	5
宮城県	6
秋田県	12
山形県	—
福島県	24
茨城県	34
栃木県	21
群馬県	59
埼玉県	36
千葉県	130
東京都	49
神奈川県	56
新潟県	67
富山県	22
石川県	4
福井県	30
山梨県	8
長野県	5
岐阜県	29
静岡県	70
愛知県	89
三重県	32
滋賀県	8
京都府	33
大阪府	46
兵庫県	95
奈良県	13
和歌山県	70
鳥取県	8
島根県	22
岡山県	11
広島県	99
山口県	16
徳島県	33
香川県	22
愛媛県	24
高知県	2
福岡県	48
佐賀県	46
長崎県	19
熊本県	79
大分県	10
宮崎県	39
鹿児島県	45
沖縄県	7
合計	1,645

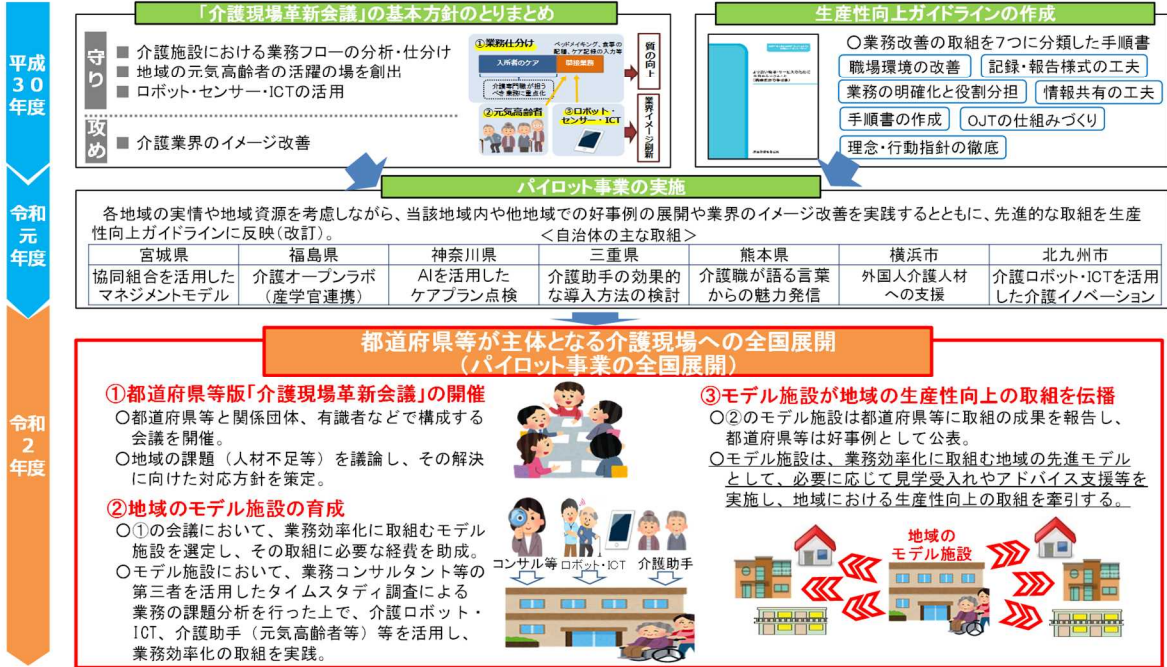
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る。

※山形県は県単独事業として実施。

※導入計画件数のため、今後変更があり得る。

介護現場革新の取組について

- 介護現場革新の取組については、①平成30年度に介護現場革新会議における基本方針のとりまとめや生産性向上ガイドラインを作成し、②令和元年度は介護現場革新会議の基本方針(※)を踏まえた取組をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で実施したところ。 ※①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等。
- 令和2年度においては、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催や、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に対する支援等を実施し、介護現場の生産性向上の取組について全国に普及・展開を図る。



介護現場革新会議 基本方針【概要】

「介護現場革新会議」委員

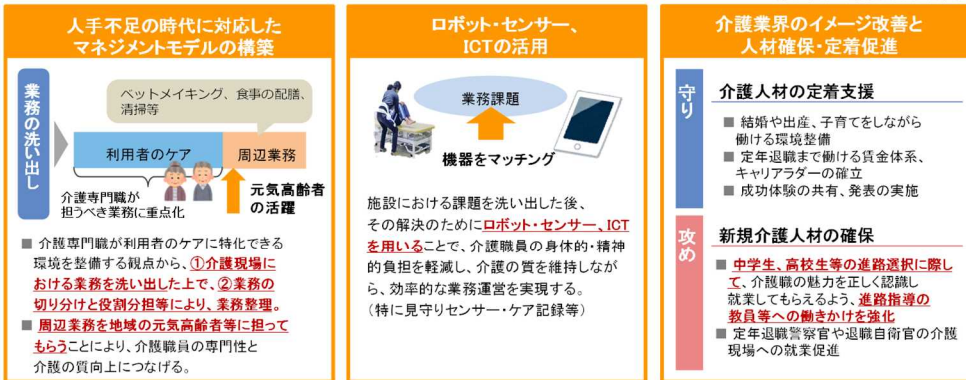
公益社団法人全国老人福祉施設協議会 会長	石川 憲	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長	木村 哲之
公益社団法人全国老人保健施設協会 会長	東 憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長	本間 達也
公益社団法人日本医師会 会長	横倉 義武	公益社団法人日本医師会 常任理事	江澤 和彦
公益社団法人日本認知症グループホーム協会 会長	河崎 茂子	公益社団法人日本認知症グループホーム協会 副会長	佐々木 薫
一般社団法人日本慢性期医療協会 会長	武久 洋三	一般社団法人日本慢性期医療協会 副会長	池端 幸彦

(令和元年6月時点)

介護サービス利用者とのための「介護現場革新会議の基本方針」

厚生労働省と関係団体が一体となって以下の内容に取り組む。2019年度については、都道府県(又は政令市)と関係団体が協力して、全国数カ所で行ったパイロット事業を実施(特に赤字太字部分)。

※赤字部分は、優先的な取組事項



これらの前提として、以下の考え方が基盤となる。

- 介護は、介護者と利用者の関係を基本として、人と人で行われるものであり、介護人材の充実が欠かせない。
- 介護施設においてはチームケアが必須となっていることから、良好な人間関係の構築は極めて重要である。管理職や新人職員に対してはメンター職員が普段から話を聞く等の意識疎通と、丁寧な心のケアが求められる。

令和元年度介護現場革新会議「パイロット事業」各自治体の取組

	宮城県	福島県	神奈川県	三重県	熊本県	横浜市	北九州市
	協同組合の活用	介護オープンラボ	AIの活用	介護助手の活用	介護の魅力発信	外国人材の活用	ロボット・ICTの活用
業務仕分け	◆課題の検証 特養1	◆若手経営者による業務仕分け 特養10	◆業務の洗い出しと切り分け	◆タイムスタディ 特養1、老健2	◆業務分析 ◆業務や課題の見える化 特養1、老健1	◆業務分析 ◆業務の標準化・平準化・簡素化	◆業務整理 特養1
介護助手	◆介護助手導入 老健7	◆高齢者による介護補助・見守り		◆介護助手の効果的な導入方法の検討	◆介護助手の活用 特養1、老健1	◆ICTの活用 ◆音声入力による介護記録の作成支援	◆高齢者・有償ボランティア等の活用 特養1
ロボット・ICT	◆協同組合によるICT等の活用 特養1	◆業務仕分け結果を踏まえた効率化 特養3 ◆ロボット・ICT・モバイル端末の活用	◆ロボット・ICTの活用 特養3、老健1、グループホーム3、訪問介護1 ◆介護現場の実態に合わせた介護記録ソフトの共同開発 特養2、老健2	◆インカムの活用 特養1、老健2	◆ロボット・ICTの活用 特養1、老健1		◆ロボット・ICTの活用 ◆介護記録・見守りセンサー等におけるプラットフォームの活用 特養1 ◆ロボット等を活用した働き方等の好事例を作成 特養4 ◆効率的な勤務シフトの検討 特養1
その他			◆ロボット・ICTの活用に係るセミナー		◆好事例横展開		
魅力発信	◆介護の魅力・イメージアップ	◆介護オープンラボ(産学官連携)	◆かながわ感動大賞	◆プロモーションビデオによる介護現場の魅力発信 ◆教職員イメージ改善	◆介護職の言葉・写真による魅力発信 ◆福祉系高校と連携した学校現場への働きかけ	◆外国語版「介護の仕事PRビデオ」作成 ◆高校生向け介護職への就職支援 ◆介護職イメージアップ	◆先進的介護ワークショップ
人材確保等	◆協同組合による共同研修、介護職員の採用・教育・定着等の取組		◆AIを活用したケアプランの点検 ◆アプリを活用した研修の効率化		◆退職自衛官に対する福祉分野への再就職働きかけ	◆e-ラーニングによる介護知識、技能、日本語等教育支援	◆介護ロボットマスター育成講習
その他	◆協同組合による物品調達合理化		◆大学と連携「音楽活動のマニュアル化」				

3

介護現場の革新に向けて ～令和元年度介護現場革新会議「パイロット事業」の総括～

宮城県

◆ 介護現場革新会議開催

自治体と関係団体等が協力

◆ 協同組合を活かした取組

- 共同で物品調達
- 約3割のコスト削減
- 介護職のキャリアパスの作成
管理職のキャリアパスとは別のケアのスペシャリスト育成のキャリアパス
- 協同で人材育成、人事交流
- 組合全体のサービスの質向上を期待

福島県

◆ 介護オープンラボの開催

～介護のイノベーション～

介護とは異なる分野のIT系の学生や企業などが集う場を創造

神奈川県

◆ ICT・テクノロジーの導入

- タブレット端末による記録業務
- 記録時間の効率化 (52分→42分)
転記作業ゼロ
- AIを活用したケアプラン点検
- AIにより経験を補充
ケアマネジャーの気づき

三重県

◆ 介護助手の活用効果

- 業務量軽減を感じている介護職員 (80%)
- やりがい・健康維持を感じている介護助手 (90%)

◆ インカムの活用

- 介護業務の負担軽減により、ケアの質が向上
- 見守り時の時間が**30%増加**

熊本県

◆ 介護現場の魅力発信

～介護の魅力をアート作品として～

世界的なクリエイターの起用

イメージの刷新

横浜市

◆ 外国人介護人材の受入

- 携帯翻訳機によるコミュニケーション・学習支援
- ヘルロ
- 介護方法の不明点、利用者の症状、服薬方法等の理解・確認・伝達に有効
- 外国人向けPRビデオ作成
- 日本の介護の魅力をPR
海外現地開催の説明会で活用

北九州市

◆ 人とテクノロジーの融合による新たな働き方の「北九州モデル」の構築

【人員配置】
(2.0 : 1) ⇒ (2.87 : 1)

【間接介助業務時間】
介護職 43% 減少
看護職 39% 減少

見守り支援機器、記録連携システム、インカム、携帯端末、移乗支援機器、浴室支援リフト等の導入

4

宮城県 **＜協同組合を活用したマネジメントモデルの構築＞**

協同組合のスケールメリットを活かした取組によるサービスの質を向上

【協同組合の体制】

みちの社会福祉協同組合

加入法人

- 青森社会福祉振興団(青森県) 1974年開設 職員313名
- ウエル千寿会(宮城県) 2007年開設 職員96名
- 貴望会(青森県) 1998年開設 職員91名
- 相馬福祉会(福島県) 1981年開設 職員78名

1 物品調達の合理化

◆ 協同組合でおむつを共同購入

コストの約3割を削減
* 前年度(3か月間)比較

2 介護職のキャリアパスの構築

◆ スペシャリスト育成のためのキャリアパスを協同組合で作成

管理職とは別のキャリアパス作成によって、協同で人材育成、専門性を活かした役割創設や人事交流等で組合全体のサービスの質向上につなげる

3 ICT等の活用

◆ 勤務シフト表自動作成システムの導入

現場の課題：シフト作成の業務負担が大きい

1か月のシフト作成業務時間が約4分の1削減

利用者を見守る時間や会話をする時間の増加

勤務表作成プロセスと効果

	希望の収集 予定の入手	勤務表 作成	勤務表 調整	勤務表 修正	シフト 完成	
導入前	事務室に掲示した記入用紙に各職員が記入	担当5名 作業時間 1,030分	担当3名 作業時間 945分	表計算ソフトで修正	事務室掲示 シフト表配付	2,320分
導入後	各職員が携帯端末等により直接入力	担当5名 作業時間 970分 60分削減	担当3名 作業時間 150分 795分削減	Webで修正	シフト表 Web確認	1,785分 535分削減

福島県 **＜介護現場の業務効率化とオープンラボ＞**

業務効率化による環境改善と介護の魅力向上を実現

1 ロボット・ICT等の活用による業務効率化

◆ 入浴業務でインカム活用の効果

適切なタイミングで実施される看護職員による処置

「処置を待つ時間」が短縮されたことに伴う
利用者1人の入浴関連業務の短縮(39分→34分)

2 介護オープンラボ(産学官連携)

◆ 先進的ICT企業、人材が集積している地域特性を活かし、コンピュータ理工学教育・研究の拠点である大学を中心に、介護とは異なる分野の学生や企業など様々な人材が集う場を創設

～オープンイノベーション～

介護の日常の困難を解決する道具を創るイベントを開催
参加者の意識の変化

● 参加者から、通常では得られない人的なネットワークを獲得できてよかった、自主的に継続したいという声が上がリ、イノベーションの広がり期待

神奈川県の実績 <介護現場へのICT・テクノロジーの導入>

介護現場へのICT・テクノロジーの導入に向けて様々な取組を実施

1 ロボット・ICT等の活用による業務効率化

介護業務支援

- ◆タブレット端末による入力システム
その場で介護記録を入力

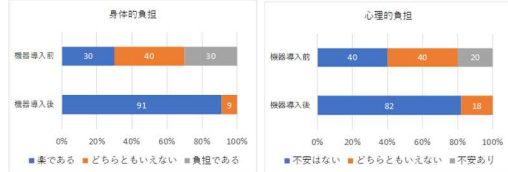
職員1人1日あたりの記録業務
転記作業ゼロ、作業の効率化
(52分→42分)



移乗支援

- ◆自動寝返りベッドで
体位変換を自動化

職員の身体的・
心理的負担の減少

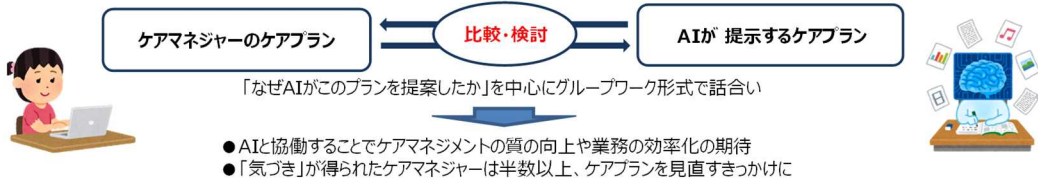


- ◆パワードスーツを利用した「移乗」と「おむつ交換」

職員の腰痛は減少
ゆっくりと丁寧なケア



2 AIを活用したケアプラン点検支援の試行



三重県の実績 <介護人材確保対策の検討>

介護職員の離職防止、新規人材確保に向けた対策強化

1 介護助手の効果的な導入方法の検討

- ◆介護助手導入施設に導入実態・波及効果の調査 (44施設)

- 業務量軽減を感じている
介護職員 (80%)
- やりがいや健康維持を感じている
介護助手 (90%)

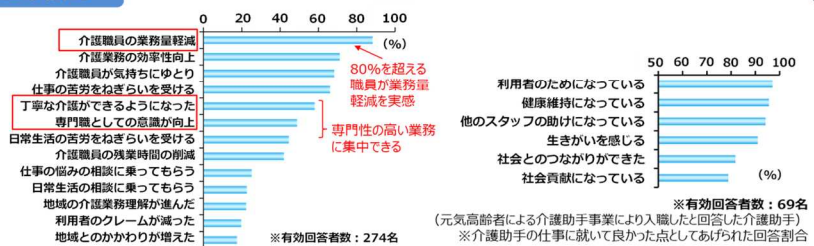


図1. 介護職員が感じる介護助手導入のメリット (複数回答)

図2. 介護助手就業に伴う良かった点 (複数回答、上位6項目)

2 インカムを活用した介護業務の負担軽減

- ◆ケアを行いながら職員間で
情報の伝達

介護業務の負担軽減

利用者の見守り時間が
30%増加

- ◆3つのモデル施設



全スタッフを対象とした説明会

3 介護現場の魅力発信の強化

- ◆介護の仕事に関するガイドブック等を作成し、関係団体と協働して学校へ訪問
- ◆教員免許取得時の介護体験に関する手引書について、学生向けと受入施設向けにそれぞれの手引書を作成
- ◆みえ介護技術コンテストの様子を県内各地に発信し、介護職員にやりがいを実感できる機会を提供



みえ介護技術コンテストのプロモーションビデオ

熊本県の取組 <介護の魅力発信と業務効率化>

介護の現場イメージ改善を地域に発信、業務改善モデルを施設間で共有

1 介護職が語る言葉からの介護の魅力発信

- ◆ KAIGO（介護）を、PRIDEを持って働くこととメッセージを入れたアート作品として発信

世界的なクリエイターのマンジョット・ベディ氏をプロデューサーに起用



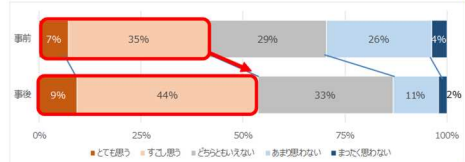
ご本人、ご家族皆さんに「希望」を与える仕事です。

2 福祉系高校等と連携した学校現場への働きかけ

- ◆ 福祉系の高校生が中心となり、「介護」や「高齢者への関わり方」などに関心を持てるような中学生向けのプログラムを作成し、地域ぐるみで実施



「福祉や介護の仕事をやりたいと思う生徒が 42%から53%に増加



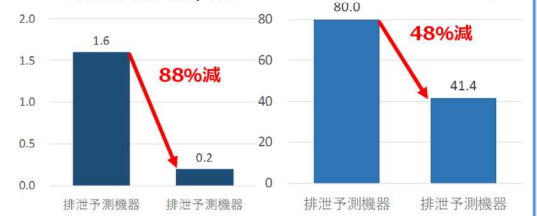
3 業務分析を踏まえた介護ロボット・ICTの活用

- ◆ 利用者の行動・状態変化を捉えた上で排泄予測機器を活用



利用者の尿漏れ回数
88%減
1日当たり排泄ケア時間
48%減

尿漏れ回数（回/日） 1日あたり排泄ケア時間（分/日）



※各5日間の調査データ

横浜市の取組 <外国人介護人材への支援と業務効率化>

外国人介護人材の受入推進、介護業務の標準化・簡素化・平準化による新たな人員配置の実現

1 外国人受け入れ支援

携帯翻訳機によるコミュニケーション・学習支援

- ◆ ベトナム人、インドネシア人、中国人介護職員が介護業務等に携帯翻訳機を利用
 - 入職直後の日本語学習時期に有効
 - 介助方法の不明点、利用者の症状、服薬方法等の理解・確認・伝達に有効



外国人向けeラーニングの活用

- ◆ ベトナム人介護職員が日本語、介護知識、介護技能を学習
 - 業務指示・説明が短時間、正確な報告・連絡、介護業務範囲の拡大等能力向上
 - 職員の業務負担軽減

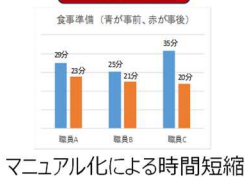
外国人向けPRビデオ

- ◆ ベトナム人・インドネシア人・中国人向けのPRビデオ
 - 介護の仕事の魅力をPR
 - 海外現地開催の説明会で活用



2 業務効率化

標準化



簡素化

非効率な業務の洗い出し
ムリ・ムラ・ムダの削減
1ユニットあたり
月39時間の
業務時間削減

平準化

業務量の多い時間帯
から少ない時間帯へ
業務量調整

【人員配置】
(1.9 : 1) ⇒ (2.5 : 1)

* 介護職 + 看護職

北九州市の取組 <介護ロボット等を活用した介護イノベーション>

人とテクノロジーの融合による新たな働き方の「北九州モデル」の構築

1 北九州モデルの具体化

◆モデル施設を選定し、事業仕分け、効果的なICT・介護ロボット等の導入、見守り支援機器、記録連携システム、インカム、携帯端末、移乗支援機器、浴室支援リフト等の導入

弾力的な人員配置の有効性を検証

【人員配置】(2.0 : 1) ⇒ (2.87 : 1)

間接介助業務時間の減少

〔介護職は43% (57時間) 減〕
〔看護職は39% (12時間) 減〕

※2日間の業務時間全体

記録時間は約49%減少 (1日あたり)

利用者との会話時間 約2.5倍に増加

2 先進的介護ワークショップの開催

◆学生、教員、介護職員や高齢者等の多様な市民が集まりワークショップを実施

「介護職を人気職種にする方法」を具体化するための戦略と行政が協働し支援すべき方策の提言を検討

3 介護ロボットマスター育成講習の開催

◆介護ロボット・ICTを効果的に活用できる介護の専門的人材の育成

- 介護ロボット等導入施設の管理者・職員・利用者にアンケート調査を実施
- 分析結果を反映させた介護ロボットマスター育成講習テキストを作成
- 導入セミナー及び習得レベルに応じて段階分けした講習会を開催

介護ロボット導入セミナー

- 介護ロボットマネージャー育成講習 (上級)
- 介護ロボットリーダー育成講習 (中級)
- 介護ロボットオペレーター育成講習 (初級)

11

生産性向上に資するガイドライン（施設サービス分）－ 令和元年度パイロット事業改訂版 －

- 令和元年度パイロット事業の取組を全国に普及するため、令和2年3月末に、生産性向上に資するガイドラインの「施設・事業所向け手引き」を改訂するとともに、各都道府県等が介護現場革新の取組を円滑に行えるよう、「自治体向け手引き」を作成したところ。
- この「自治体向け手引き」には、介護現場の業務改善に対する自治体の役割や先行して取り組んだ7自治体の創意工夫ある取組をまとめており、当該手引きを参考にしながら、各都道府県等におかれては、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護現場革新の積極的な取組をお願いします。

施設・事業所向け手引き

介護サービス事業（施設サービス分）における生産性向上に資するガイドライン

施設・事業所向け手引き

より良い職場・サービスのために今日からできること
(業務改善の手引き) パイロット事業改訂版

厚生労働省老健局

自治体向け手引き

介護施設等における生産性向上に資するパイロット事業

自治体向け手引き

より良い職場・サービスのために今日からできること
(業務改善の手引き)

厚生労働省老健局

◆「より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き）」は、下記ホームページから閲覧・ダウンロードできます。



https://www.mhlw.go.jp/stf/shingiz/0000198094_00013.html

12

介護現場の業務改善に対する自治体の役割（自治体向け手引き抜粋）①

CHAPTER 2 介護現場の業務改善に対する自治体の役割

介護現場革新の取組について

介護現場革新の取組については、平成30年度に介護現場革新会議における基本方針のとりまとめや生産性向上ガイドラインを作成し、令和元年度には介護現場革新会議の基本方針を踏まえた取組をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で実施しました。(p11参照)

「介護現場革新会議」の基本方針のとりまとめ

生産性向上ガイドラインの作成

介護現場革新の取組を7つに分けて分ち手解する

介護現場革新の取組イメージ

自治体の役割・期待されること

1 地域全体で取り組む意義

2 地方版「介護現場革新会議」の開催

とをねらいとします。これらの取組を進めるためには、1つの介護施設や事業者のみの自助努力だけでは限界があり、介護施設間での試行錯誤も含めた業務効率化の経験の共有、業務改善のノウハウを持つコンサルタントや介護ロボット・ICTの開発企業の協力によって更なる効果が期待できます。

また、元気高齢者の活躍や介護業界のイメージ改善を進めるに当たっては、子供から高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して、介護の仕事の本質や魅力を丁寧に理解してもらうことが重要であり、雇用や学校の関係者との連携も欠かせません。

介護現場革新の取組を進めるためには、自治体が主導し、介護や福祉関係者だけでなく地域の多様な関係者と協働して取組む必要があります。そのためには地域における話し合いの場を設けることが重要です。常日頃から顔が見える関係づくりを行うことによって、地域の隠れた実情や地域資源を前提として、それぞれ関係者が実施している内容の共有が進み、共通の目標設定を行うことも可能となります。また、地域内での新たな連携の可能性を探ることもできます。

自治体主導の介護現場革新の取組イメージ

(1) 介護現場革新会議の開催

(2) 地域の課題に対する対応方針の策定

(3) 事業整備の計画

介護現場の業務改善に対する自治体の役割（自治体向け手引き抜粋）②

地域医療介護総合確保基金では、介護ロボット・ICTの導入補助をはじめ、元気高齢者の活躍を促進するセミナー、介護のしごと魅力発信、介護職員に対する幅広い相対窓口の設置等、様々なメニューがあり、地域の実情に併せて整備していくことが効果的です。

3 地域のモデル施設・事業所の育成

介護施設、事業所が業務効率化の取組を進める上では、様々なステップがあり、①施設、事業所内の経営者や管理者、介護職員等のスタッフの取組の共有、②タイムスタディ調査による業務の課題分析を行い、直接業務と間接業務の洗い出し、切り分け、③業務のムリ・ムダ・ムラの改善や元気高齢者やロボット・センサー、ICT活用の検討、④業務改善実施後のPDCAという一連の流れを継続して実施していく必要があります。

そのためには、施設、事業所の自助努力は欠かせませんが、多くの介護施設、事業所では目の前の介護業務に精一杯で業務改善の取組に意欲が及ばない施設も少なくありません。こうした施設、事業所に対し、地域の中で業務改善の成果をあげる先進モデル施設・事業所が生まれることによって、周辺の介護施設、事業所へ業務改善の取組が伝播されていくことが大いに期待できます。

介護現場革新会議では、発力のあるモデル施設・事業所を地域全体で養成していくことが重要なのです。

(1) 施設・事業所内の業務改善と職員の意識啓発

施設・事業所内での業務改善は、業務コンサルタント等の第三者を活用したタイムスタディ調査等により課題分析・実行計画等を行った上で、介護ロボット・ICT等を活用して実践することになりますが、実践にあたっては、トップ層（経営者層）と業務改善のプロジェクトを推進するミドル層（介護従事者層）の役割が重要となります。また、トップ層とミドル層がそれぞれの役割を相互に理解することにより、施設・事業所一体となった業務改善が実現します。

①トップ層（経営者層）の意識改革

トップ層は、介護現場の業務改善の意義を伝授し、施設・事業所が一体となって業務改善に取り組むことを主導する役割を担います。つまり、人材育成とチームケアの質の向上、そして情報共有の効率化など施設、事業所全体をマネジメントする役割を担う必要があります。

介護現場では、業務改善という中長期的な取組への対応よりも、日々直面する短期的な対応を優先する傾向があります。しかし、今後人材が不足する中で介護サービスの質の向上を目指す上では、介護現場の業務改善のPDCAの必要性を、トップ層が理解することが重要です。

介護従事者が主体的に業務改善に取り組むことができる環境を整備し、介護従事者自身が課題と対応策に取り組む働きがいのある施設・事業所であることが、人材定着にもつながります。

②ミドル層（介護従事者層）の育成

介護現場で実際の改善活動を行っていく上では、改善活動を行うプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトリーダーを決める必要があります。また、施設・事業所内での継続的に改善活動を行っていくためには、こうしたプロジェクトリーダーを経験年数やある特定のキーパーソンに頼ることなく、前向きに取り組む意思があるなど、組織の中で引き継げるような仕組みを構築していくことが重要です。

こうした点を踏まえると、プロジェクトリーダーの育成を施設・事業所に任せるとはならず、地域で一体的に育成することができるよう、リーダー育成のための手順書の作成やリーダー育成のための研修等を実施し、業務改善コンサルタントや関係団体と一体となって進めることでより効果が高まります。

(2) 業務改善に向けた課題分析・業務改善の実践

業務改善に取り組むためには、現場の課題を見える化し、実行計画を立て、施設・事業所内の業務体制を見直しの上で、改善活動のPDCAを繰り返して行っていく必要があります。こうした一連の活動は、施設・事業所単独で行うことには限界があり、第三者の伴走支援が効果的です。

また、実際の業務改善を検討する際には、元気高齢者の活躍やロボット・センサーの活用を検討することになります。都道府県は、これらの取組に必要な支援を行うために、地域医療介護総合確保基金等を効果的に活用し、十分な支援体制を整備する必要があります。

(3) モデル施設を主体とした地域の介護施設・事業所への取組の普及

モデル施設の業務改善の成果は、地域の介護施設・事業所へ広めていく必要があります。モデル施設・事業所は地方版「介護現場革新会議」で取組の成果を発表する他、自治体は好事例として地域に普及していくことが重要です。自治体のホームページでの公表や研修会等の機会を活用することだけでなく、関係団体とも協働しながら取組を普及していくことが大切です。

また、業務効率化等に取り組んだ施設・事業所は先進モデル施設・事業所として、必要に応じて見学の受入やアドバイス支援等を実施し、介護現場革新の取組の牽引役として、業務効率化に関するノウハウを地域に広めていく役割も担います。

4 介護業界の魅力発信

介護人材の確保・定着のためには、介護施設・事業所の外にも目を向けた幅広い視点から取組む必要があります。それは、介護関係者にとどまらず、地域住民に広くアプローチしていくことで、介護現場の裾野を広げることにつながります。

また、介護人材を確保したとしても、介護職員がやりがいを持って継続して働けることが重要です。このように、介護人材の確保は、新規介護人材の確保（攻め）と定着支援（守り）を両輪で進めていくことが重要です。各自治体では、子供から高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して、多種多様な方法で介護の魅力発信が行われています。好事例を参考にしながら、地域全体で積極的な取組を進めていくことが求められています。

新規人材確保（攻め）

人材の定着支援（守り）

介護現場革新の取組における横展開のイメージ ①横展開に係る地域医療介護総合確保基金による支援策

○ 介護現場の生産性向上に係る取組の全国への普及・展開に当たっては、各地域の実情や地域資源が異なることを踏まえると、都道府県等が主体となって取組むことが重要であることから、令和2年度に地域医療介護総合確保基金のメニュー事業を拡充することとしている。

【地域医療介護総合確保基金のメニュー事業】

令和2年度予算（国費、括弧内は公費）
施設整備分：467億円（701億円）
介護人材分：82億円（124億円）

①「地域のモデル施設の育成」に係る支援

【業務改善支援事業（人材分）】

- 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する経費の補助
 - ・介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
 - ・介護事業所の取組に必要な経費（1/2補助（上限500万円））
- 例）業務コンサルタント等によるコンサル経費から介護ロボットやICT（インカム等）の導入費用など

- ① 都道府県等版「介護現場革新会議」の開催
- ② 地域のモデル施設の育成



「介護現場革新会議」の具体的役割

- 地域の課題（人材不足等）や資源の把握
- 地域の課題の解決に向けた対応方針の策定
 - ・業務効率化に関する事業整備
 - ・業務効率化に取組むモデル施設の育成
 - ・業務効率化の取組の好事例の収集・普及
 - ・介護人材の育成
 - ・介護業界のイメージ改善等

②全国の介護事業所に対する支援

業務分析・業務改善支援

【業務改善支援事業（人材分）（再掲）】

- 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取組む介護事業所に対するコンサル経費の補助（1/2補助（上限30万円））

テクノロジーの活用支援

【介護ロボットの導入支援事業（人材分）】

- ① 補助上限額：1機器あたり上限30万円（1/2補助）
※令和2年度補正予算で補助限度台数の撤廃等を実施。
- ② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）の補助
補助上限額：1事業所あたり上限150万円（1/2補助）
※令和2年度補正予算で上限750万円に引上げ。

【ICTの導入支援事業（人材分）】

- 補助上限額：事業所規模に応じて設定（職員10人未満：50万円～職員31人以上：130万円）
※事業主負担は都道府県が設定
※令和2年度補正予算で上限倍増。

【介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー・ICTの導入支援（整備分）】

- 補助上限額：1定員あたり42万円（特養、老健、認知症GH、介護付きホームの例）

介護の魅力発信（人材確保）

【業務改善支援事業（人材分）（再掲）】

- 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する経費の補助
 - ・都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費
- 例）介護の魅力をもとめたパンフレットを作成し、関係団体等と連携して学校現場や地域住民に配布

【元気高齢者等参入促進セミナー（人材分）】

- 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への感心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、入門的研修等への誘導や、介護助手等として介護事業所へのマッチングまで一体的に支援。

③モデル施設を通じた他の介護事業所への取組の伝播



地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

- 介護ロボットの普及に向けては、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度に支援内容を拡大したところ。
 - こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行う。
- ① 介護ロボットの導入補助額の引上げ（移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円）
 - ② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ（1事業所あたり上限750万円）
 - ③ 1事業所に対する補助台数の制限（利用者定員の2割まで）の撤廃
 - ④ 事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し（事業主負担は設定することを条件）

	令和元年度	令和2年度（当初予算）	令和2年度（補正予算）
介護ロボット導入補助額（1機器あたり）	上限30万円	上限30万円	○移乗支援（装着型・非装着型） ○入浴支援 上記以外 上限100万円 上限30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備（Wi-Fi工事、インカム）（1事業所あたり）	—	上限150万円 ※令和5年度までの実施	上限750万円
補助上限台数（1事業所あたり）	利用定員1割まで	利用定員2割まで ※令和5年度までの実施	必要台数（制限の撤廃）
事業主負担	対象経費の1/2	対象経費の1/2	都道府県の裁量により設定（負担率は設定することを条件）

対象となる介護ロボット

➢ 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

○装着型パワーアシスト○非装着型離床アシスト○入浴アシストキャリアー○見守りセンサー



事業の流れ



実績（参考）

➢ 実施都道府県数：46都道府県（令和元年度）

➢ 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

	H27	H28	H29	H30	R1
導入計画件数	58	364	505	1,153	1,645

（注）令和元年度の数値はR2.1月時点の暫定値
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

介護事業所におけるICT導入の加速化支援

- 介護現場のICT化に向けては、令和元年度より、各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金を活用した導入支援を実施しており、令和2年度には、補助上限額の拡充等を行ったところ。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、感染症予防のための取組等が求められるなど、職員の業務負担が増えている現状を踏まえ、業務負担の軽減や業務効率化を図るため、更なる拡充を行う。

<拡充内容>

- ① 補助上限額の更なる引き上げ（事業所規模に応じて100万円～260万円）
- ② 補助対象となる機器の拡充（wi-fi購入・設置費）
- ③ 補助対象となる介護ソフトの拡充（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト購入も対象とする）

	令和元年度	令和2年度（当初予算）	令和2年度（補正予算）
補助上限額	30万円	拡充 事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員 1人～10人 50万円 職員 11人～20人 80万円 職員 21人～30人 100万円 職員 31人～ 130万円	拡充 事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員 1人～10人 100万円 職員 11人～20人 160万円 職員 21人～30人 200万円 職員 31人～ 260万円
補助率	1/2	拡充 都道府県の裁量により設定 （事業者負担は入れる事を条件とする）	同左
補助対象	介護ソフト、スマートフォン、タブレット等	同左	拡充 従来の機器・介護ソフトに加え、以下を新たに対象とする ・wi-fi購入・設置費（通信費は含まない） ・業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト（一気通貫等の要件は満たす必要あり）

17

地域医療介護総合確保基金を活用した介護事業所に対する業務改善支援（パイロット事業の全国展開）

※拡充分は令和5年度までの実施

（1）第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援（コンサル経費の補助）

【内容】
生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組（タイムスタディ調査による業務の課題分析等）を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】
生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所

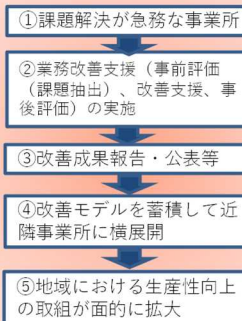
※ 例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】
介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う 等

※ 都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開

【補助額】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

事業スキーム



拡充

（2）都道府県等が開催する「介護現場革新会議」で必要と認められた経費の一部を助成

■ 平成30年度の「介護現場革新会議」の基本方針を踏まえ、都道府県等が地域の関係団体と「介護現場革新会議」を開催し、当該会議において地域の課題等に関する議論を行い、その解決に向けた対応方針を策定。その方針に基づいた取組に要する費用として、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において必要と認められる経費に対して助成する。

①介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費

②介護事業所の取組に必要な経費

（例：第三者がその取組（タイムスタディ調査による業務の課題分析等）を支援するための費用、介護ロボットやICT機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用（インカム機器、介護記録ソフトウェア、通信環境整備等に係る費用を含む。）

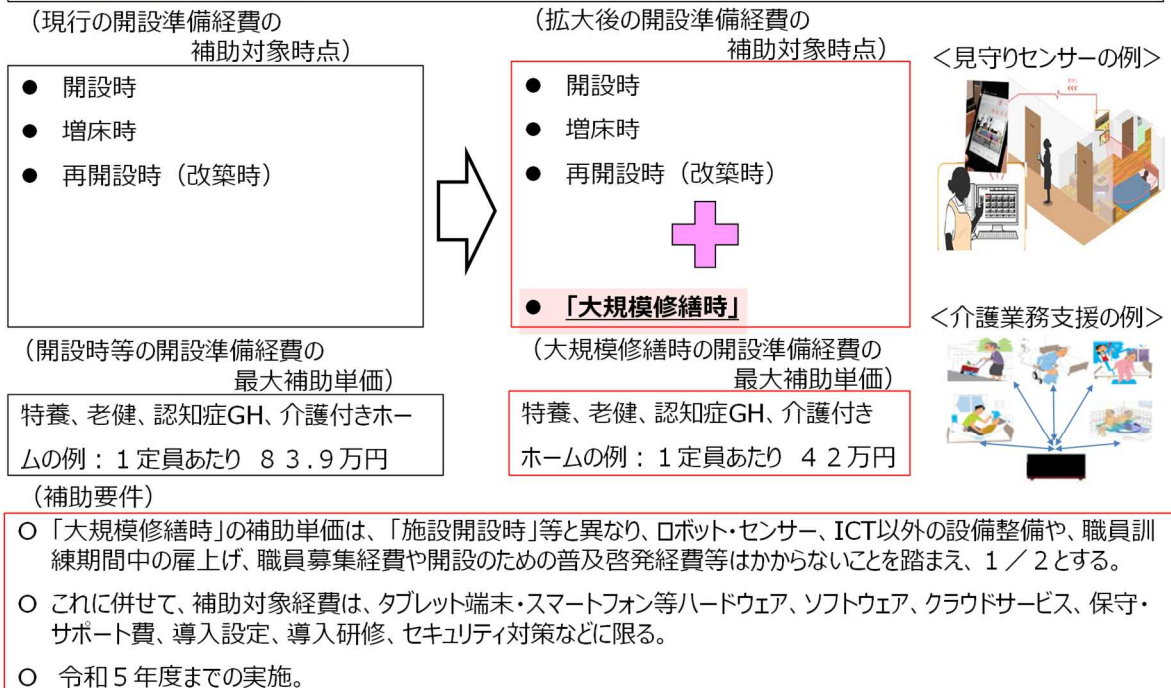
③都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】②について（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限500万円）、①③については必要な経費

18

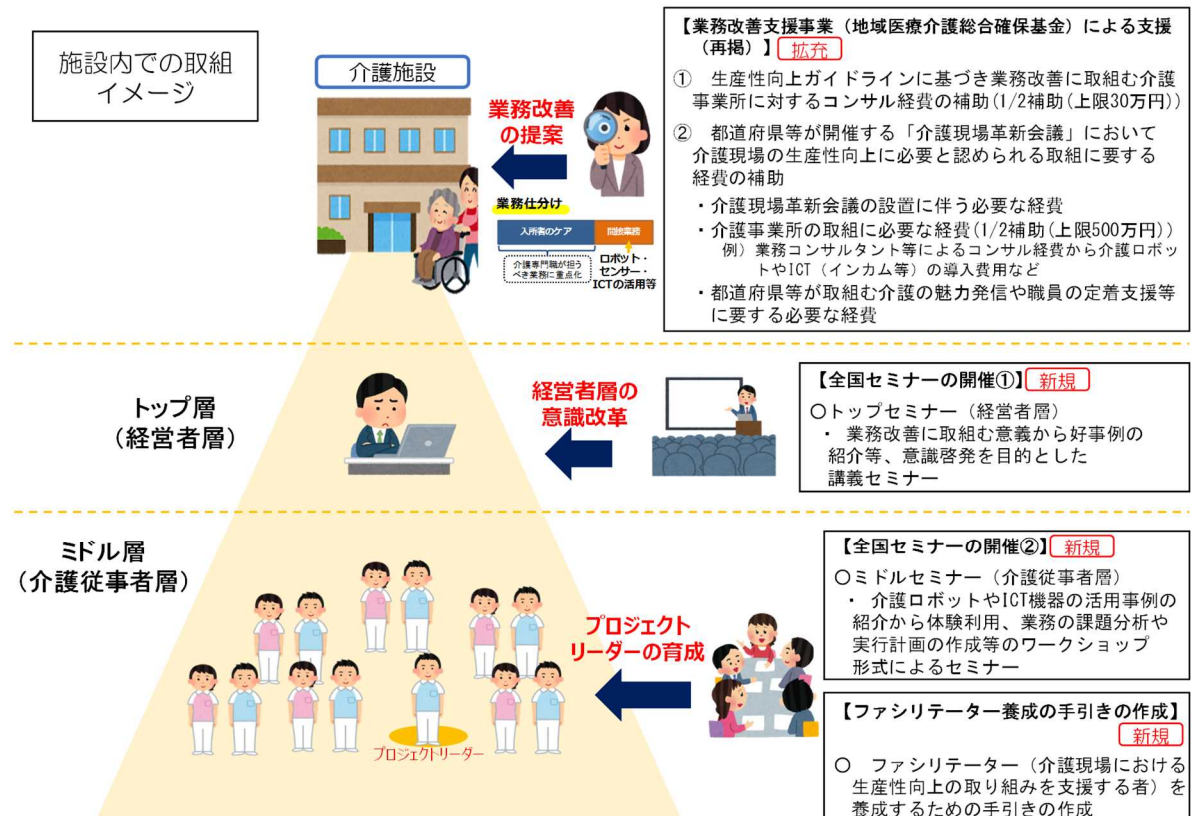
施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援（拡充）

介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入を補助対象に追加する。**



19

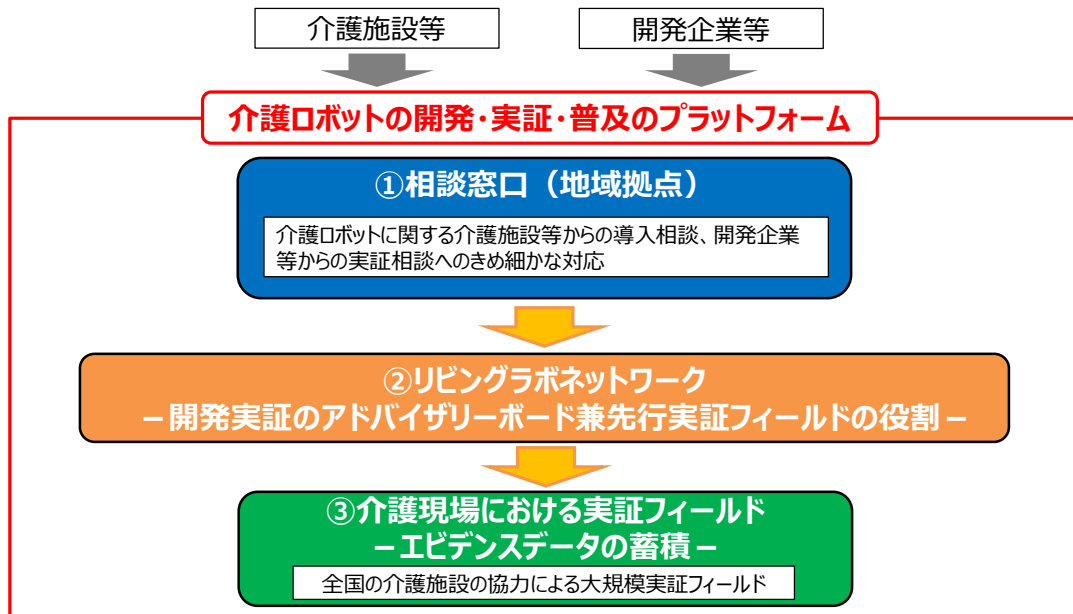
介護現場革新の取組における横展開のイメージ②施設内での取組に対する支援



20

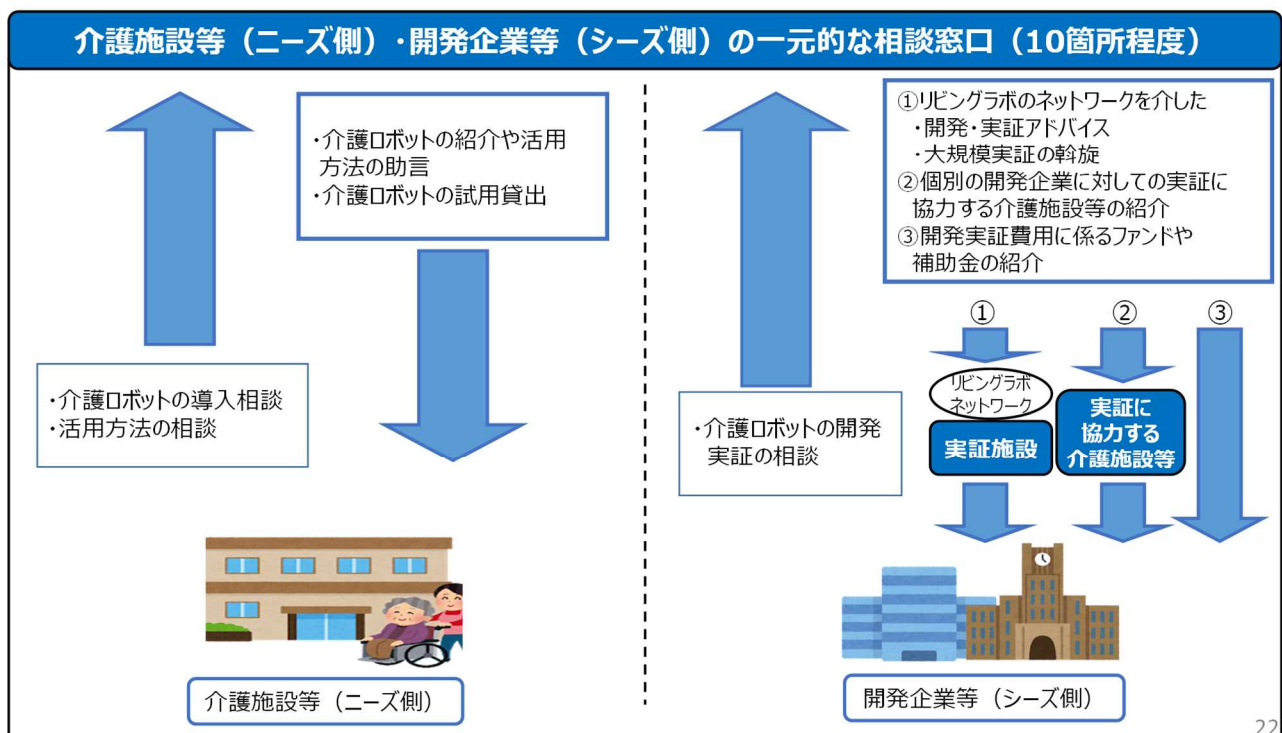
介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築イメージ

- 令和2年度、効率的な人員配置等の政策的課題の解決や企業による介護ロボットの開発促進を目的に、リビングラボが中心となり、開発企業に対して実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積し、介護ロボットの開発・普及を加速化。
- 具体的には、①相談窓口（地域拠点）、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築する。



21

①相談窓口（地域拠点） ※10箇所程度



22

②リビングラボネットワーク – 開発実証のアドバイザーボード兼先行実証フィールドの役割 –

○人手不足等の様々な課題に対して、各リビングラボの特性（研究実証型、現場実用型）を最大限活用して対応できるよう、リビングラボのネットワークを構築し、以下の内容を実施。

(1) 政策的課題に対する対応

■政策的課題に対する解決策の検討

- ・介護サービスの質の向上・効率的なサービス提供に資するテクノロジー機器の選定、介護現場での実証方法等の整理。
- ・介護サービスの質の向上・効率的なサービス提供のモデル事業の先行実施。
- ・大規模実証における実証方法やデータ分析の専門的な技術的助言。

(2) 個別の開発企業への対応

■個別の機器に対する安全性や利用効果の科学的な実証（現場導入前の先行実証）

■実証方法やデータ分析の専門的な技術的助言

介護分野のリビングラボの代表例



③介護現場における実証フィールド – エビデンスデータの蓄積 –

想定するフィールド

- ・各ラボが提携する協力施設
- ・関係団体との連携による協力施設 等

実証内容

(1) 政策的課題に対する対応

- 介護サービスの質の向上・効率的なサービス提供に向けた介護施設での大規模実証 等

※令和2年度に老健事業やモデル事業を実施し、令和3年度以降、実証フィールドでの大規模実証を順次実施。

(2) 個別の開発企業への対応

- 開発企業等による大規模実証（随時）

23

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームに相談窓口・リビングラボ一覧

■拠点相談一覧■

- | | |
|--|--|
| A 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
北海道介護ロボット普及推進センター
北海道札幌市中央区北6条西16丁目1番地5
ほくたけビル
TEL: 070-5608-6877
アドレス: tani15@hokutakehd.jp | B 社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
青森県介護啓発・福祉機器普及センター
青森県青森市中央3丁目20-30
TEL: 017-777-0012
アドレス: robot@aosyakyo.or.jp |
| C 公益財団法人 いきいき岩手支援財団
岩手県高齢者総合支援センター
岩手県盛岡市本町通3丁目19-1
岩手県福祉総合相談センター3階
TEL: 019-625-7490
アドレス: ikrobo@silverz.or.jp | D 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
介護すまいる館
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
TEL: 048-822-1195
アドレス: kaigosmile@fukushi-saitama.or.jp |
| E 社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
横浜総合リハビリテーションセンター
介護ロボット相談窓口
神奈川県横浜市港北区鳥山町1770
TEL: 045-473-0666(代)
問い合わせ先: http://www.yrc-pf.com | F 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
福祉カレッジ 介護実習・普及センター
富山県富山市安住町5番21号
TEL: 076-403-6840
アドレス: robot@wel.pref.toyama.jp |
| G 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
健康長寿支援ロボットセンター
愛知県大府市森岡町7-430
TEL: 0562-46-2311
アドレス: rehab@ncgg.go.jp | H ひょうごKOBE介護・医療
ロボット開発支援窓口
兵庫県神戸市西区曙町1070
TEL: 078-925-9282
アドレス: robo-shien@assistech.hwc.or.jp |
| I 社会福祉法人 健祥会
徳島県介護実習・普及センター
徳島県徳島市国府町東高輪字天満356番地1
TEL: 088-642-5113
アドレス: presen@kenshokai.group | J 一般社団法人 日本福祉用具供給協会
広島県ブロック
広島県広島市安佐南区大町東1-18-44
TEL: 082-877-1079
アドレス: jimukyoku@fukushiyogu-hiroshima.jp |
| K 九州介護ロボット開発・実証・普及促進
センター
福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目
7-1 総合保健福祉センター1階
TEL: 080-2720-2646
アドレス: krobot@aso-education.co.jp | |

業務開始予定: 令和2年8月3日(月)

活用にあたっての留意点

- 相談窓口へお越しの際は、電話やメール等で事前予約を行っていただくスムーズにご案内できます。事前予約がなく、直接来訪された方へも相談対応は可能です。
- リビングラボの利用を検討されている方は、リビングラボへ直接ご相談いただくことも可能です。リビングラボは、どのエリアの相談にも対応することができます。
- 相談窓口のサービスのうち、研修会については、各地域の相談窓口へお問い合わせください。

■リビングラボ一覧■

- | |
|---|
| 1 Care Tech ZENKOUKAI Lab
(社会福祉法人 善光会 サンタフェ総合研究所)
東京都大田区東糀谷六丁目4番17号
TEL: 03-5735-8080
アドレス: sfrri@zenkoukai.jp |
| 2 Future Care Lab in Japan
(SOMPOホールディングス(株))
東京都品川区東品川4-13-14
クラスキューブ品川110階
TEL: 03-5781-5430
問い合わせ先: https://futurecarelab.com/ |
| 3 柏リビングラボ
(国立研究開発法人 産業技術総合研究所)
千葉県柏市柏の葉6-2-3 東京大学柏II
キャンパス内 社会イノベーション棟
TEL: 029-861-6115
アドレス: M-living-lab-ml@aist.go.jp |
| 4 藤田医科大学 ロボティクススマートホーム・
活動支援機器研究実証センター
愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地
98 藤田医科大学病院内
TEL: 0562-93-9720
アドレス: cent-rsh@fujita-hu.ac.jp |
| 5 国立長寿医療研究センター
健康長寿支援ロボットセンター
愛知県大府市森岡町7-430
TEL: 0562-46-2311
アドレス: carrl@ncgg.go.jp |
| 6 スマートライフケア共創工房(国立大学法人 九州工業大学)
福岡県北九州市若松区ひびきの2-5 情報技術高度化センター
TEL: 準備中※
アドレス: slc3lab-technical-support@brain.kyutech.ac.jp |

24

介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業

令和元年度補正予算額
2.3億円

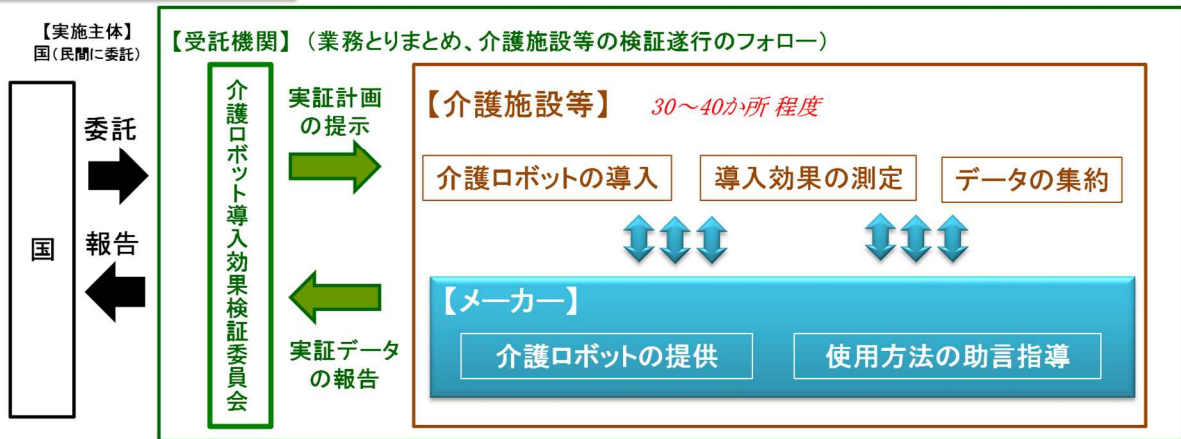
概要

次期報酬改定（令和3年度）に向けて、介護ロボットの導入による介護業務の効率化・負担軽減効果に関する効果測定を行い、介護ロボットの活用に関する報酬改定の検討材料を得る。

事業内容

- 介護現場や民間企業などの関係者で構成する「介護ロボット導入効果検証委員会」を開催し、介護ロボットの導入により期待できる介護の負担軽減効果等を検証するための実証計画を策定。
- 実証計画に基づき、介護施設等に介護ロボットを導入するとともに、介護ロボット導入前後の介護業務についてタイムスタディ等を実施し、導入効果のデータを測定・収集する。
- 対象機器は、開発重点6分野13項目（①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援）を基に選定する。
- 得られたデータを「介護ロボット導入効果検証委員会」において分析・検証を行う。

事業の概要(イメージ図)



25

介護ロボットの活用の促進 （平成30年度介護報酬改定）

- 特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設ける。

介護老人福祉施設、短期入所生活介護

- 夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について見直しを行う。

現行の夜勤職員配置加算の要件	見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件
<ul style="list-style-type: none"> 夜勤時間帯の夜勤職員数： 夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 夜勤時間帯の夜勤職員数： 夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること。 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

26

2 有料老人ホーム等の適切な運営の推進について

○ 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者における過剰なサービス提供への指導強化（再周知）

平成30年度より「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を実施し、指導の強化を図っているところであるが、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、併設する介護事業所等から必要以上に介護サービスを提供している場合があるのではないかと指摘が国会や財政制度等審議会等においてなされているところ。令和2年度における当該事業については、現在、補助先の2次募集を行っているところであるため、積極的に当該事業を活用いただきたい。また、家賃や管理費等を不当に下げているか等の観点も含め、過剰サービスに対する指導の強化を図っていただきたい。

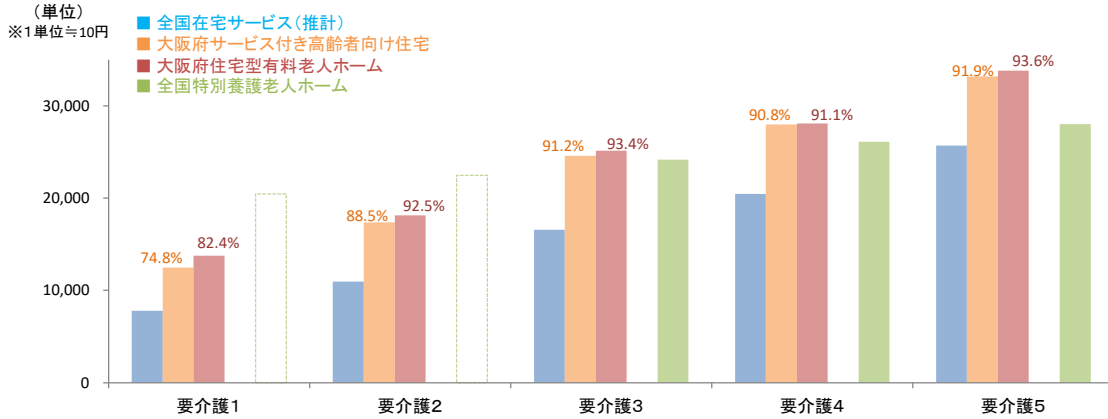
なお、インセンティブ交付金においても、家賃や介護保険外のサービス提供費用の確認等を行い、不適切な介護保険サービスの提供の可能性がある場合は、利用者のケアプランの確認等を行い、必要な指導や都道府県への情報提供を行った場合に加点対象としているところであり、適宜実施いただきたい。

高齢者向け住まいにおけるサービス利用量について

○ 大阪府の調査結果では、「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」においては、外部の在宅サービス利用に係る受給者1人当たり単位数が非常に高い傾向。

受給者1人当たりのサービス利用単位数の比較（1か月当たり）

平成29年10月25日
財政制度等審議会 財政制度分科会
提出資料より一部抜粋



※ パーセント (%) 表記は、区分支給限度基準額（在宅サービスに係る1か月間の保険給付上限）に対する比率。

(出典)：厚生労働省「平成28年度介護給付費等実態調査(平成28年5月審査分)」、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会報告書「大阪府における介護施策の現状と課題、対応の方向性について」

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

令和2年度予算額 60,000千円

事業創設の背景	考えられる成果
<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下「集合住宅」という。）等に併設している介護サービス事業所の行政処分の割合は、併設以外と比較して約1.8倍となっているという実態があります。 このため、主として集合住宅に入居する高齢者に対して介護サービスを提供する事業所（以下「集合住宅関連介護事業所」という。）への重点的な実地指導が可能となるよう都道府県及び市町村における指導体制の強化を図るものです。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体における効果的指導手法の確立一好事例は全国会議等で紹介 利用者の困り込みをしていると考えられるサービス事業者に着目し、サービスケアプランの見直し等に基づく返還命令等により介護給付費削減を図る。 同一自治体内での他の集合住宅関連介護事業所が行うサービス提供への抑止力及び牽制 <p>事業スキーム</p>

事業イメージ

<ul style="list-style-type: none"> 補助要件（実施要綱より抜粋） <ul style="list-style-type: none"> 集合住宅5カ所以上選定 補助上限 1自治体300万円（定額）（実施回数が多い自治体については600万円まで補助） 手法例 <ul style="list-style-type: none"> 集合住宅に介護サービスを特化実施しているサービス事業者を実施指導対象として重点的に選定 さらに、識見を有する介護支援専門員や自治体職員OBを交えた特別実地指導チームを組織して指導・監査に臨む。（右記例） 効果・効率的な指導を実施している民間団体への委託可能 	
--	--

※法令上の基準の確認に加えケアプランのみをチェックするのではなく、実際にサービス提供している事業所の個別サービス計画、利用者本人の同意(意向)等も含め包括的に確認。

3 地域医療介護総合確保基金の積極的な活用について

(1) 予算及び対象事業の拡充と積極的な活用について

- 地域医療介護総合確保基金（介護分）令和2年度予算については、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、2015（平成27年度）から2020年代初頭までに介護の受け皿50万人分の整備に向けた、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を含めた施設整備や、多様な人材の参入促進や介護ロボット、ICT等の導入を通じた労働環境の改善等による介護人材の確保を推進するため、824.1億円（うち国費549.4億円）（前年度同額）を計上した。

[内訳]

介護施設等の整備分 700.5億円（うち国費467.0億円）（前年度同額）
介護従事者の確保分 123.6億円（うち国費82.4億円）（前年度同額）

- この点、介護施設等の整備分、介護従事者の確保分ともにメニューの拡充を行ったところであるが、各都道府県におかれましては、政令市、中核市を含めた管内自治体の事業展開の意向や地域のニーズを十分に勘案し、当該予算の積極的な活用をお願いしたい。

また、介護施設等の整備分においては、新型コロナウイルス感染症対策の観点からのメニューを追加しているため、管内介護施設等の感染拡大防止に活用いただきたい

- 現在、内示にかかる手続きを進めているところであるが、当該予算については残額が生じる見込みであるため、今後追加の事業量調査を行うので、さらなる基金への積み増しをお願いする。

なお、令和2年度予算（介護分）の各都道府県への交付に当たっては、上記の予算枠に関わらず、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、引き続き柔軟に対応することとしている（例えば、各都道府県の介護従事者の確保分の協議額が、予算額を超えた場合に、介護施設等の整備分の予算額を充てる）（※）。

（※）これは、過年度に交付されたものや、令和2年度予算を国から都道府県へ交付した後、基金造成事業に要する各区分（介護施設等の整備分、介護従事者の確保分）の経費の配分変更を認める趣旨ではなく、国における都道府県への予算の配分について、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分それぞれの国の予算枠にとらわれず一体的な交付を行う趣旨であるので留意すること。

(2) 今後のスケジュール（予定）

8月頃 厚生労働省本省による都道府県への内示
8月以降 追加事業量調査の発出・追加内示
2月頃 地方厚生（支）局による都道府県への交付決定
翌年度 地方厚生（支）局による都道府県への交付確定

地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

令和2年度予算 公費:701億円(国費:467億円)
※国と都道府県の負担割合2/3、1/3

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。令和2年度予算では、**地域のニーズ等に適したメニューの充実**を行う(下線箇所)

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備(土地所有者(オーナー)が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む)に対して支援を行う。
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な特定施設(介護付き有料老人ホーム)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る)、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている(介護医療院を含む)。
- 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特別養護老人ホーム等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス(※)を整備する際に、あわせて行う広域型特養等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。<令和5年度までの実施>
※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設(介護付き有料老人ホーム)(いずれも定員30人以上の広域型施設を含む)

2. 介護施設の開設準備経費等の支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備(既存施設の増床や再開時、大規模修繕時を含む)に要する経費の支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行うロボット・センサー、ICTの導入に限る。<令和5年度までの実施>
※通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための設備等についても支援を行う。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権(一定の条件の下、普通借地権)の設定のための一時金の支援を行う。
- 施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備<令和5年度までの実施>に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
 - 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
 - 介護療養型医療施設等の老人保健施設等(介護医療院を含む)への転換整備について支援を行う。
 - 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
 - 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。
- ※1~3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

令和2年度予算:公費124億円(国費82億円)
令和元年度予算:公費124億円(国費82億円)

○地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。
※赤字下線は令和2年度新規・拡充メニュー

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○介護未経験者に対する研修支援 ○ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○人材確保のためのボランティアポイントの活用支援 ○介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護人材キャリアアップ研修支援 ・経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修 ・喀痰吸引等研修 ・介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在等の把握 ○チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援や業務改善支援(拡充) ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○子育て支援のための代替職員のマッチング ○介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、**市区町村単位**での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援**

介護施設等の整備分

3

令和2年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニューの充実

介護離職ゼロのための量的拡充

介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（新規）

「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、介護施設等の新規整備を条件に、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等）・耐震化について補助する。 ※令和5年度までの実施

介護付きホームの整備促進（拡充）

高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、介護付きホームを施設整備費等の補助対象に追加する。

介護職員の宿舎施設整備（新規）

介護人材（外国人を含む）を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。 ※令和5年度までの実施。

介護サービスの質の向上

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援（拡充）

介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を補助対象に追加する。 ※令和5年度までの実施。

特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援（拡充）

居住環境の質を向上させるために行う多床室のプライバシー保護のための改修について、これまでの特別養護老人ホームに加えて、併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点（通いの場等）における防災の意識啓発の取組支援（拡充）

市区町村が地域住民の予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、新たな地域コミュニティの構築を支援するため、介護予防拠点（通いの場等）における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な設備、出前授業の開催に係る経費について補助する。

介護施設等における看取り環境整備推進（新規）

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備について補助する。

共生型サービス事業所の整備推進（新規）

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備の推進を図り、障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。

4

介護付きホームの整備促進（拡充）

高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、**介護付きホームを施設整備費等の補助対象に追加する。**

（拡充後の補助対象施設等）

- 現行の補助対象施設等



- **介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）**

- ※ 施設整備費については、小規模（定員29人以下）の施設に限る。
- ※ 養護老人ホーム、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）は現行も補助対象。

（最大補助単価）

- 施設整備費（下記12都道府県で実施可）
1定員あたり 448万円
- 開設準備経費（全国で実施可）
（施設開設時の設備整備、人材募集・研修に係る経費等）
1定員あたり 83.9万円
- 定期借地権設定のための一時金支援（下記12都道府県で実施可）
（施設用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた前払い賃料の補助）
路線価額の1/4

（補助要件等）

- 開設準備経費については、全国的に施設整備のネックとなっている人材確保の観点から、全国で実施。
- 施設整備費及び定期借地権設定のための一時金支援は、介護需要の増加が顕著である北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に限定して実施。

介護職員の宿舎施設整備（新規）

介護人材（外国人を含む）を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。**

（補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

（補助率）

1宿舎あたり
1/3



（補助基準額）

- 宿舎の定員規模や設備、居室類型は問わない。
- ただし、補助対象となるのは、補助対象施設等（建築中を含む）の職員数分の定員規模までであって、1定員あたりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む）33㎡以下とする。
- 土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は対象外。

（整備方法）

- 新築のほか、既存建物を買収した整備（新築より効率的な場合に限る）、既存建物を改修した整備も対象。
- 土地所有者が補助対象施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象。（オーナー型）

（補助要件等）

- 宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- 宿舎の設置場所は、施設等の敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- 宿舎の入居者は、補助対象施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、宿舎の定員規模の2割以内において、職員の家族等や介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サ高住を含む）の職員の利用も可能。
- 令和5年度までの実施。

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援（拡充）

介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を補助対象に追加する。**

（現行の開設準備経費の補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）

※現行の開設準備経費の補助対象
・施設開設時の設備整備
・人材募集・研修に係る経費等

（開設時等の開設準備経費の最大補助単価）

特養、老健、認知症グループホーム、介護付きホームの例：
1定員あたり 83.9万円

（補助要件等）

- 補助対象経費は、介護従事者の確保分における「介護ロボット導入支援事業」及び「ICT導入支援事業」において対象となっている機器等を導入するために必要な経費。
（なお、介護ロボット・ICT以外の設備整備、人材募集・研修に係る経費等は対象外。）
- 「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」と併せた補助実施も可能。
- 令和5年度までの実施。

（拡大後の開設準備経費の補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）



- **大規模修繕時**

（大規模修繕時の開設準備経費の最大補助単価）

特養、老健、認知症グループホーム、介護付きホームの例：
1定員あたり 42万円

<例①：天井の内装改修や電気設備改造と見守りセンサー及びWi-Fi環境整備>



<例②：給排水設備の改造工事とロボット技術を用いた設置位置を調節可能なトイレ整備>



<例③：浴室の改修工事とロボット技術を用いた浴槽の出入り動作の支援機器整備>



特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援（拡充）

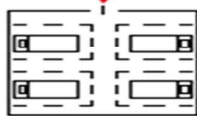
居住環境の質を向上させるために行う**多床室のプライバシー保護のための改修**について、これまでの特別養護老人ホームに加えて、**併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。**

（現行の補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム

※ 定員規模は問わない。

カーテン等で仕切られているタイプ。個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。

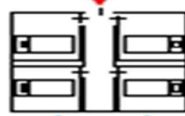


（拡大後の補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム
及び併設されるショートステイ用居室

※ いずれも定員規模は問わない。

天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。



（最大補助単価）

1定員あたり

73.4万円

（補助要件等）

- 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認める。
- 1人当たりの面積基準は設けないが、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たすこと。
- 既に特養のプライバシー保護改修を実施済みの場合、併設されるショートステイ用居室のみ改修することも可能。

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点（通いの場等）における防災意識啓発の取組支援（拡充）

市区町村が地域住民の予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、新たな地域コミュニティの構築を支援するため、**介護予防拠点（通いの場等）における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な設備、出前授業の開催に係る経費について補助する。**

（実施主体）

市区町村
（市区町村の助成により事業者が事業を実施する場合も可）

（最大補助単価）

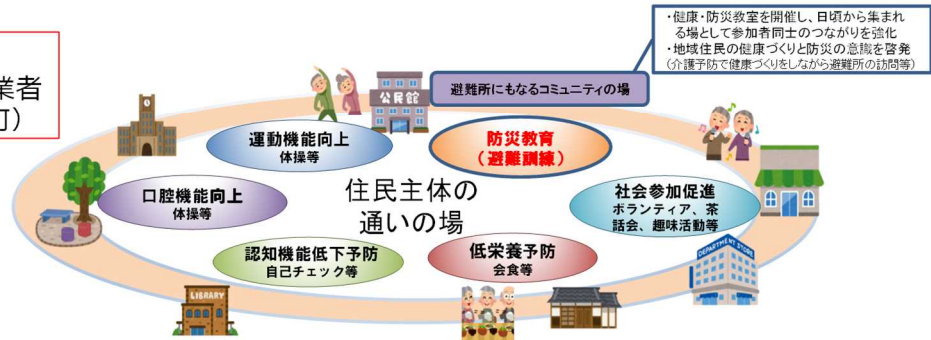
1か所あたり
10万円

（補助対象経費）

- 介護予防拠点における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例：予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）
- 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費

（補助要件等）

- 購入備品を予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例：歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業実施は必須。
- 補助は、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。
- 介護予防拠点が、既存メニューの施設整備費の補助を受けているかは問わない。



介護施設等における看取り環境整備推進（新規）

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、**看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備について補助する。**

（補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

（最大補助単価）

1施設あたり
350万円



<改修前の例>



<改修後の例>



（補助要件等）

- 整備を行う個室は、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保すること（施設の状態に応じて、様々な改修が考えられるため、個室の床面積基準は設けない）。
- 整備した個室は、看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

共生型サービス事業所の整備推進(新規)

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備の推進を図り、障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。**

(補助対象事業所)

- (地域密着型) 通所介護事業所
- (介護予防) 短期入所生活介護事業所
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(最大補助単価)

1事業所あたり

102.9万円

(補助要件等)

- 共生型サービスの指定を受けた事業所（本補助事業完了までに指定を受ける見込みの既存事業所及び新規整備する事業所を含む）。

<改修の例>

麻痺がある方に対応するため、階段手すりの設置、段差解消の通路改修、浴室・トイレ・水道改修（障害特性により蛇口が扱いづらい方のため、蛇口の形を変える）



<設備購入の例>

頭部保護のためのヘッドギアや地べたで過ごすことが多い方に対応するための畳、エアマット等の購入。



介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、**都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な費用を補助する。**

■補助内容

① 都道府県の消毒液等購入費

- 介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い必要な一般用マスク、消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入に必要な費用について補助

② 介護施設等の消毒・洗浄経費

- 感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄に必要な費用について補助



③ 地方自治体の広報・啓発経費

- 高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、地方自治体の感染症予防の広報・啓発経費について補助

(例：視覚障害がある高齢者向けの点字パンフレット、高齢者が必ずしもインターネットを通じて情報入手するとは限らないため市町村報に折り込むチラシ)



④ 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費

- 介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助
- 風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用について補助



■補助対象施設 ①～③は全ての介護施設等、④は入所系の介護施設等

■補助率 国 2 / 3、都道府県 1 / 3

■補助上限額 ①～③は設定なし（都道府県が認める額）

④は1施設あたり、I：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）II：4,000円/㎡

■補助実施主体 都道府県

■活用財源 地域医療介護総合確保基金

■補助の流れ



※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象




13

介護従事者の確保分

地域医療介護総合確保基金（介護人材分）令和2年度拡充分


令和2年度予算(案):
国費:82億円
(公費:124億円)

都道府県における総合的な方針のもと、介護現場により身近な市区町村が介護人材確保の基盤(プラットフォーム)を構築しながら、地域の課題に応じた効果的な施策が展開できるよう新規メニューの創設や内容を拡充。

参入促進	労働環境等の改善	資質の向上
<p>①介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業(新)</p> <p>②介護人材確保のためのボランティアポイントの活用(新)</p> <p>③地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業(事務お助け隊)(新)</p> 	<p>【離職の防止等】</p> <p>④介護職員に対する悩み相談窓口設置事業(新)</p> <p>⑤介護事業所におけるハラスメント対策推進事業(新)</p> <p>⑥若手介護職員交流推進事業(新)</p> <p>⑦介護事業所における両立支援等環境整備事業(新)</p> <p>【業務負担軽減・生産性の向上】</p> <p>⑧介護ロボット導入支援事業の拡充</p> <p>⑨ICT導入支援事業の拡充</p> <p>⑩介護事業所に対する業務改善支援事業の拡充 (パイロット事業の全国展開)</p> <p>※⑧～⑩の拡充は令和5年度までの実施</p> <p>【外国人介護人材への対応】</p> <p>⑪外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業(新)</p> 	<p>⑫チームオレンジ・コーディネーター研修等事業(新)</p> <p>⑬介護相談員育成に係る研修支援事業(新)</p> <p>新 離島、中山間地域等支援</p> <p>⑭離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業</p> <p>人口減少や高齢化が急速に進む離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援</p> 

新 ⑮市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業

市区町村において、関係機関・団体との連携を図りつつ、総合的な介護人材確保を推進するための基盤を構築。(人材確保に向けた中核機関や協議会の設置等)



※事業の実施形態は下記を選択可能

①市区町村等が上記の事業を実施する場合に都道府県が補助、②都道府県自らが上記事業を実施(委託可)

※基金事業の拡充に伴い都道府県の体制強化も併せて図る必要があるため、「介護人材確保対策連携強化事業(協議会設置等)」の機能を強化して対応。

令和2年度 地域医療介護総合確保基金(介護人材分)予算案の概要①

<参加促進>

①介護分野への元気高齢者等参加促進セミナー事業(新規)

元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施。

②介護人材確保のためのボランティアポイントの活用(新規)

ボランティアポイントを活用し、若者層、中年層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の社会参加・就労活動を推進するとともに介護現場での更なる活躍を支援。

③地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業(事務お助け隊)(新規)

構成員の高齢化等により、毎年度作成する書類作成等ができないために地域の互助活動の継続が難しくなる団体に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業をサポートすることで継続的な互助活動を支援。

<労働環境等の改善>

④介護職員に対する悩み相談窓口設置事業(新規)

介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止。

⑤介護事業所におけるハラスメント対策推進事業(新規)

介護事業所におけるハラスメントへの対策を推進するため、実態調査、各種研修等、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じる。

⑥若手介護職員交流推進事業(新規)

若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護人材の離職を防止。

⑦介護事業所における両立支援等環境整備事業(新規)

介護事業所で働く職員の、①出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、②女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するための取組を支援。

⑧介護ロボット導入支援事業(拡充) ※拡充は令和5年度までの実施

- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助の新設(1事業所あたり上限150万円。補助率1/2)
- 1事業所に対する補助限度台数を利用定員の1割から2割までに拡充

16

令和2年度 地域医療介護総合確保基金(介護人材分)予算案の概要②

⑨ICT導入支援事業(拡充) ※拡充は令和5年度までの実施

補助率(現行1/2)の弾力化及び事業所規模に応じた補助上限額の設定・引き上げ(現行30万円→規模に応じて50~130万円)。

⑩介護事業所に対する業務改善支援事業(拡充)(パイロット事業の全国展開) ※拡充は令和5年度までの実施

都道府県が開催する「介護現場革新会議」において、生産性向上ガイドラインに基づいた取組を行うために必要と認められる経費を補助。

⑪外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業(新規)

介護施設等が多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援及び介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援等を支援することにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進。

<資質の向上>

⑫チームオレンジ・コーディネーター研修等事業(新規)

チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成。

⑬介護相談員育成に係る研修支援事業(新規)

都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成しやすい環境を整備する。

<離島、中山間地域等支援>

⑭離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業(新規)

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保。(地域外からの就職支援(引越費用等助成)、地域外での採用活動支援等)

<基盤事業(市区町村支援)>

⑮市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業(新規)

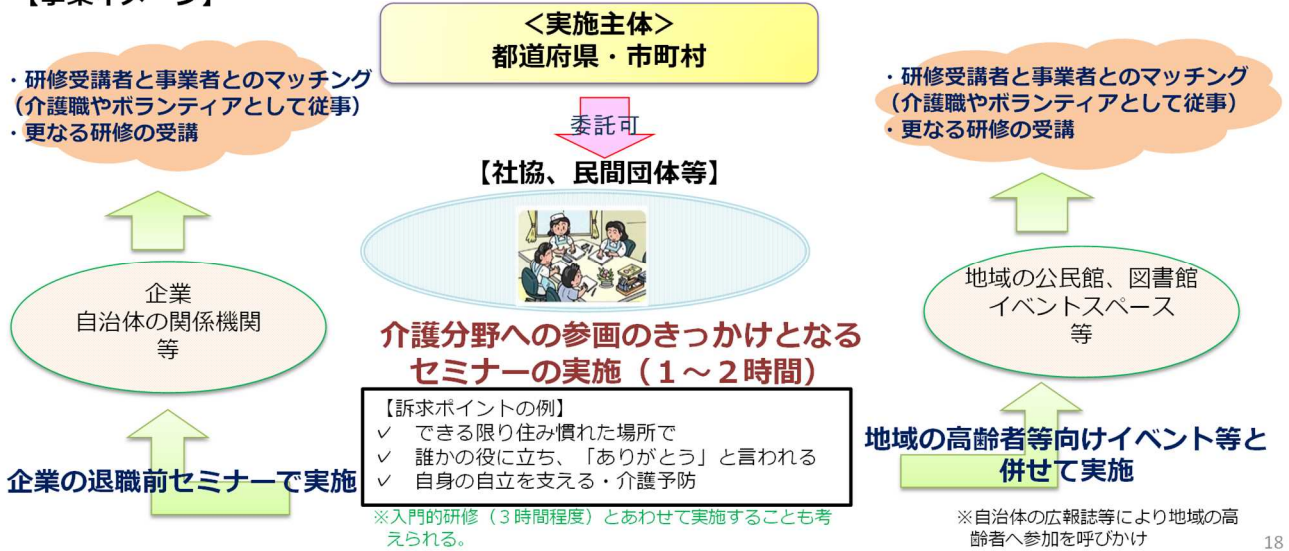
市区町村において、関係機関・団体との連携を図りつつ、総合的な介護人材確保を推進するための基盤を構築。(人材確保に向けた中核機関や協議会の設置等)

17

新 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業 (地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 2025年以降、現役世代（担い手）の減少が一層進むことが見込まれる一方、高齢者の若返りが見られる中で、介護分野における人材のすそ野を広げるためには、高齢者の活躍を一層促進することが重要。
- 平成30年度から、介護に関する入門的な知識・技術を習得する研修（入門的研修・3～21時間）を実施しているが、これに加えて、特に元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナー（1～2時間）を実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する。

【事業イメージ】



18

新 介護人材確保のためのボランティアポイントの活用 (地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）)

- ボランティアポイントを活用することで、介護分野の各種研修やボランティア活動へのインセンティブを拡大し、若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の **社会参加・就労的活動を推進するとともに介護現場での更なる活躍を支援。介護人材の裾野を拡大する。**

※現行制度で実施されている介護予防に資する高齢者向けのボランティアポイント制度の仕組みを参考

新 地域医療介護総合確保基金を活用した「介護人材確保のためのボランティアポイント」

- 若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層
- 実施主体: 都道府県(市町村への補助を想定)
 - ポイント付与の対象: 若者、中年年齢層、子育てを終えた者、高齢者等。認知症の人も対象。
 - 対象事業:
 - ① 都道府県等が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講
 - ② 高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等での介護の周辺業務(清掃、配膳、見守り等)などのボランティア活動
 - 財源構成: 国2/3、都道府県1/3

<取組のイメージ>



【現行制度】地域支援事業(一般介護予防事業)を活用した「介護予防に資するボランティアポイント」

- 高齢者層
- 実施主体: 市町村(平成30年度: 515市町村で実施)
 - ポイント付与の対象: 高齢者
 - 対象事業: ①介護予防に資するボランティア活動
②介護予防に資する活動への参加
 - 財源構成: 国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、介護保険料50%

※両施策を同時に実施する場合、一体的にポイントの管理、ボランティア活動の場へのマッチングを行うことは可能(共通経費は登録者数の多い制度に計上)
※それぞれ単独での実施も可能

19

新 地域の支え合い・助け合い活動のための事務手続き等支援事業（事務お助け隊）
 （地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老人クラブなど、互助の取組を行う団体が、構成員の高齢化等により、会計処理、事業報告、補助金申請などの事務作業ができないために活動の継続が難しい場合、**事務手続き等に詳しい者（企業退職者、事務経験のある者、税理士、社会保険労務士等（※））が、「事務お助け隊」として事務作業をサポートすることにより、地域の支え合い・助け合い活動の立ち上げや活動の継続・活性化を支援する。**

※資格等に関わらず、自身の経験で得られたスキルやノウハウを活かして社会貢献を希望する者など

事業内容（例）

○ **互助団体の活動継続に必要な各種書類作成**

・会計処理、事業報告書、補助金申請書、広報誌等の作成をサポート

○ **互助団体の事務の効率化、事務負担の軽減につながる助言等**

・誰でも対応ができる簡易な事務マニュアルの作成、事務負担軽減につながる機器（パソコン等）の活用 等

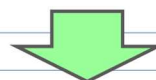
○ **互助団体と「お助け隊メンバー」のマッチング**

・「事務お助け隊」の募集、連絡・管理
 ・団体の困りごとに対応できる「事務お助け隊」のメンバーを選定 など

○ **その他、互助団体の活動継続・活性化に必要な支援**



ボランティア活動を実施していく上で毎年度必要な事務作業が難しく、活動の継続が難しくなってきた



事務お助け隊が各種書類作成支援や事務負担を軽減



地域の支え合い・助け合い活動が継続

20

新 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業
 （地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加）

- 平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係の仕事をやめた理由として、①職場の人間関係に問題があったため（20.0%）、②結婚・出産・妊娠・育児のため（18.3%）、③法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため（17.8%）が上位を占めており、事業所内で相談できずに離職するケースが考えられる。
- このため、都道府県において、介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言を得て、介護職員の離職を防止する。

【事業イメージ】



【取組例】

【相談窓口の設置】

- 相談窓口には、介護業務の経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラーなどの専門の相談員を配置し、次のような方法により相談を受け付ける。
 - ・ 専門の相談員による窓口での相談（来所）
 - ・ 電話による相談
 - ・ メール・SNSによる24時間相談受付
 - ・ 施設・事業所に対する出張相談
 - ・ 弁護士や社会保険労務士等の専門家による相談（外部委託等）

※相談内容が個別労働紛争の場合は、都道府県労働局の相談窓口を紹介。
 ※相談内容が利用者からのハラスメントの場合は、相談者の同意を取ったうえで、事業所の管理者や利用者等と調整するなど必要に応じて介入することも想定。

【相談窓口の普及】

- 相談窓口の専用ダイヤル、メール相談のアドレス等をポスター、リーフレット、携帯カード等により周知
- 相談窓口の特設サイトを開設し、相談内容や解決策を提示

21

【要求要旨】

- 今後、高齢化のさらなる進展、現役世代の急速な減少が生じる中、介護人材を安定的に確保・維持していくことが求められている。
- そのためには、誰もが安心して活躍できる就業環境を整備することが大変重要となるが、介護現場では利用者や家族等による介護職員へのハラスメントが数多く発生しており、介護職員の離職等を招いている。
- このため、調査研究事業を活用し、平成30年度は、ハラスメントの実態を調査し対応マニュアルを作成したところであり、令和元年度については、自治体や介護事業者が活用可能な研修・相談支援の手引きを作成することとしている。
- 調査研究事業の結果明らかになった、介護事業所におけるハラスメント対策を推進するため、令和2年度においては、地域医療介護総合確保基金に新たなメニューを創設する。

【事業内容】

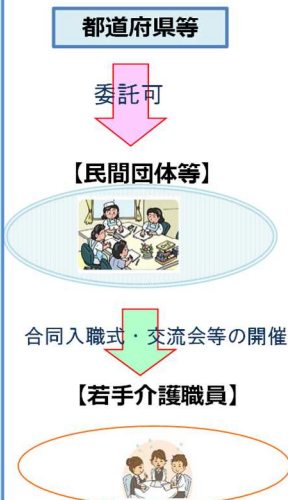
ハラスメント対策を講じるために要する以下の費用

- ハラスメント実態調査
 - ー 対策の実施を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査
- 各種研修
 - ー 都道府県等、又は事業者が行うハラスメント研修
 - ー 都道府県等が行うヘルパー補助者(上述)のための研修
- リーフレットの作成
 - ー 利用者に配布するハラスメント防止のためのリーフレット作成費
- 弁護士相談費用
 - ー ハラスメント防止条項を重要事項説明書へ入れるなど法律の専門家に相談する費用
- ヘルパー補助者同行事業
 - ー ヘルパー補助者として同行する者(有償ボランティア等を想定)への謝金
 - ※ 補助者については、ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得る必要があるため、研修受講(県その他の団体による実施)を要件とするとともに、事業所等への登録制とする。
- その他
 - ー ハラスメント対策の為にを行う事業で都道府県が認めるもの 等



- 平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係職種の内職者の状況として、勤続3年未満での離職が6割を超えており、小規模の事業所ほど離職者の勤続年数が短い傾向にある。
- このため、一定区域の若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を確認するなどの取組を推進することにより、若手介護人材の離職を防止し、職場定着を図る。

【事業イメージ】



【取組例】

- 入職時及び入職3年目などの節目となるタイミングで、所属する施設・事業所外の同様の立場にある若手介護職員とネットワークを構築する。

【入職時のネットワーク構築】

- 施設・事業所単位を超えた合同入職式の開催(グループワーク等も実施)
- 経験年数の高い先輩介護職員との交流会の開催
- 所属する事業所外の施設見学や職場体験 等

【入職3年程度の若手介護職員のネットワーク構築】

- 入職3年目等の節目に、施設・事業所単位を超えた交流会の開催(グループワーク等も実施)
- 若手介護職員による介護技術コンテストの開催
- 若手介護職員の出身校の学生に対して、合同で介護の魅力をもPR 等
- ※ 基金における「介護の仕事の理解促進事業」と組み合わせて実施することが考えられる。

新

介護事業所における両立支援等環境整備事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)令和2年度新規)

目的

- 近年、家族等の介護を行いながら仕事をする者や、出産後も退職せず育児を行いながら仕事をする者が増加している。
- また、介護事業所では、職員のうち女性の割合が多い(※)ことから特に女性が働きやすい職場環境や、新しく採用された若者が安心して働き続けられる職場環境の整備により、参入促進と長期的な定着を図っていく必要がある。
- ※全体では「男性」が21.4%、「女性」が78.5%(平成30年度介護労働実態調査)
- このため、介護事業所で働く職員の、①出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、②女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するための取組を支援する。



内容

□ 両立支援等の実施状況に係る実態調査

- 対策の実施を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査

□ 各種研修

- 都道府県等が行う両立支援等に係る研修

□ 両立支援等に向けた普及啓発

- 介護事業所の取組促進に向けたリーフレット作成等

□ 両立支援等の職場環境構築に向けた助言等

(例) 厚生労働省が推進する以下のマークの取得促進や有効活用に向けた助言等

- トモニン・・・仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組むことを示すマーク
- くるみん・・・「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマーク
- えるぼし・・・女性活躍推進の状況が優良な企業として、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマーク
- ユースエール・・・若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な事業所として、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマーク

トモニン

くるみん

えるぼし

ユースエール



□ その他

- 両立支援等環境整備の為にを行う事業で都道府県が認めるもの 等



24

拡充

地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

※拡充は令和5年度までの実施

- 介護ロボットの普及に向けては、**各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し**、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施。
- 令和2年度から、以下の拡充を行う。
 - ①見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助の新設(1事業所あたり上限150万円。補助率1/2)
 - ②1事業所に対する補助限度台数を利用定員の1割から2割までに拡充

対象となる介護ロボット

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

【介護ロボットの例】

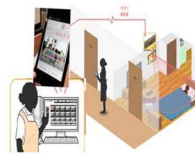
- 装着型パワーアシスト(移乗支援)



- 歩行アシストカート(移動支援)



- 見守りセンサー(見守り)



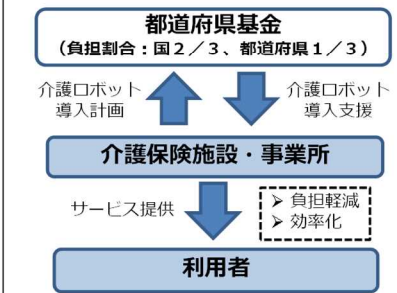
実績(参考)

- 実施都道府県数: 36都道府県(平成30年度)
 - 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数
 - ・平成27年度: 58件
 - ・平成28年度: 364件
 - ・平成29年度: 505件
 - ・平成30年度: 1,037件
- ※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る
(注)平成30年度の数値は平成31年1月時点の暫定値

補助額

- 1機器につき対象経費の1/2以内(上限30万円)
補助限度台数: 利用定員の2割
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi工事、インカム)
1事業所につき対象経費の1/2以内(上限150万円)

事業の流れ



25

拡充

ICT導入支援事業【地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)】

※拡充分は令和5年度までの実施

【目的】

介護事業所における業務の効率化を通じて訪問介護員(ホームヘルパー)等の負担軽減を図り、利用者に向き合う時間を確保することにより、利用者に対して質の高いサービスを効率的に提供する。

【事業内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが原則一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用(購入又はリース)の一部を助成する。

- ✓ 対象事業所：介護事業所(介護保険法に基づく全サービスを対象とする。)
- ✓ 補助対象経費
 - ソフト：ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、クラウドサービス、改修経費(標準仕様対応、CHASE対応)、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策
 - ハード：タブレット端末、スマートフォン、インカム
 - その他：導入研修、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費 等
- ✓ 要件等
 - ・記録業務、情報共有業務、請求業務までが一気通貫となること
 - ・ケアマネ事業所との情報連携に際して標準仕様を活用すること
 - ・CHASEによる情報収集に対応すること
 - ・事業所はICT導入に関する他事業者からの照会等に応じること
 - ・導入効果を報告すること
 - ・県として導入事業所を公表すること 等

【要求要旨】

内容を拡充することにより、介護事業所におけるICT導入をより強力に支援する

【拡充内容】

■補助率

令和元年度 1/2(国2/6、都道府県1/6、事業者3/6)

⇒ 令和2年度 県が設定 ※事業主負担は入れることを条件とする

■補助上限額

令和元年度 30万円(事業費は60万円)

⇒ 令和2年度 事業所規模に応じて補助上限額を設定

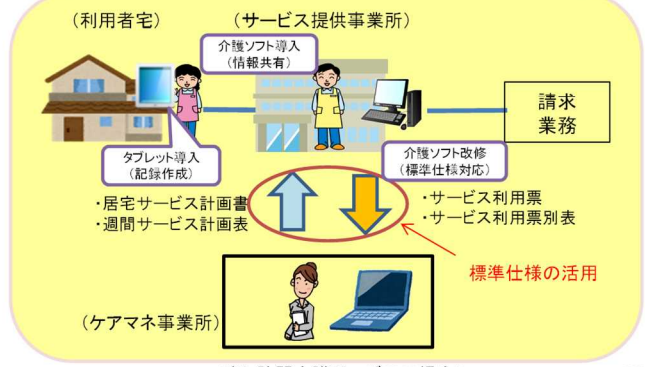
職員1人～10人 50万円

職員11人～20人 80万円

職員21人～30人 100万円

職員31人～ 130万円

事業所内のICT化(タブレット導入等)により、介護記録作成、職員の情報共有～請求業務までが一気通貫に



<例：訪問介護サービスの場合>

26

拡充

地域医療介護総合確保基金を活用した介護事業所に対する業務改善支援(パイロット事業の全国展開)

※拡充分は令和5年度までの実施

(1) 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援(コンサル経費の補助)

【内容】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】

生産性向上ガイドライン(平成30年度作成)に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所

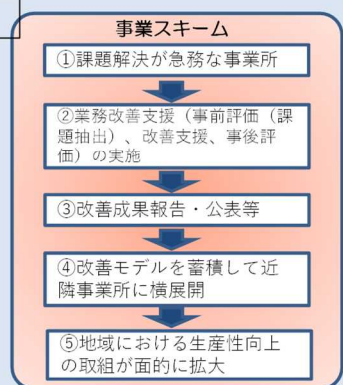
※ 例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書(市町村指定の場合)を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う 等

※ 都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果(業務改善モデル)を横展開

【補助額】(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限30万円)



拡充

(2) 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」で必要と認められた経費の一部を助成

■ 平成30年度の「介護現場革新会議」の基本方針を踏まえ、都道府県等が地域の関係団体と「介護現場革新会議」を開催し、当該会議において地域の課題等に関する議論を行い、その解決に向けた対応方針を策定。その方針に基づいた取組に要する費用として、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において必要と認められる経費に対して助成する。

①介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費

②介護事業所の取組に必要な経費

(例：第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用、介護ロボットやICT機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用(インカム機器、介護記録ソフトウェア、通信環境整備等)に係る費用を含む。)

③都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】②について(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限500万円)、①③については必要な経費

27

新 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



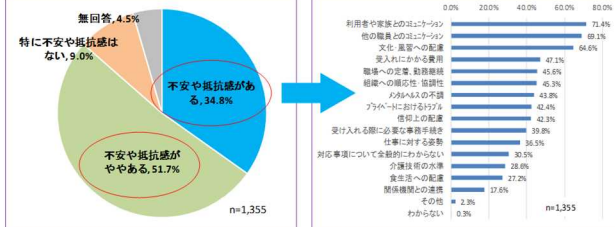
教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
 (平成30年度厚生労働省老人保健健康増進事業)

新 チームオレンジ・コーディネーター研修等事業

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）： 82億円の内数

- ◆ 現在、認知症高齢者に対するより適切なケア・サービス提供のために、介護従事者を対象とする8研修、医療従事者を対象とする7研修、認知症総合支援事業に携わる者を対象とする2研修の計17研修を実施。
- ◆ 今般、認知症サポーター活動促進事業を「認知症総合支援事業」のメニューに位置付けることも踏まえ、**一定の活動の質を担保しながらチームオレンジの設置を推進していく観点から**、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）における認知症総合支援事業関係研修の一つとして、その活動の中核的な役割を担う**コーディネーター等を養成するための研修を新たに創設**

【予算項目】(Ⅰ) 介護保険制度運営推進費 (Ⅱ) 医療介護提供体制改革推進交付金 【実施主体】 都道府県 【補助率】 2/3

地域医療介護総合確保基金・82億円の内数

介護従事者を対象とする研修

- 認知症対応型サービス事業管理者研修
- 認知症対応型サービス事業開設者研修
- 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- 認知症介護指導者フォローアップ研修
- 認知症介護基礎研修

医療従事者を対象とする研修

- 認知症サポート医養成研修
- 認知症サポート医フォローアップ研修
- かかりつけ医認知症対応力向上研修
- 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修
- 歯科医師の認知症対応力向上研修
- 薬剤師の認知症対応力向上研修
- 看護職員の認知症対応力向上研修

認知症総合支援事業関係研修

- 認知症初期集中支援チーム員研修
- 認知症地域支援推進員研修

新 チームオレンジ・コーディネーター研修等

チームオレンジの設置・活動を推進するために市町村が配置するコーディネーターやチームオレンジのメンバー等に対して、必要な知識や技術を習得するための研修その他の必要な支援を実施



一般財源

介護従事者を対象とする研修

- 認知症介護実践者研修
- 認知症介護実践リーダー研修
- 認知症介護指導者養成研修

新

介護相談員育成に係る研修支援事業 (地域医療介護総合確保基金(介護事業者確保分)の事業メニューの追加)

- 介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護相談員を育成するための研修費用について助成し、都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成しやすい環境を整備する。

[助成対象主体]

[助成対象研修]

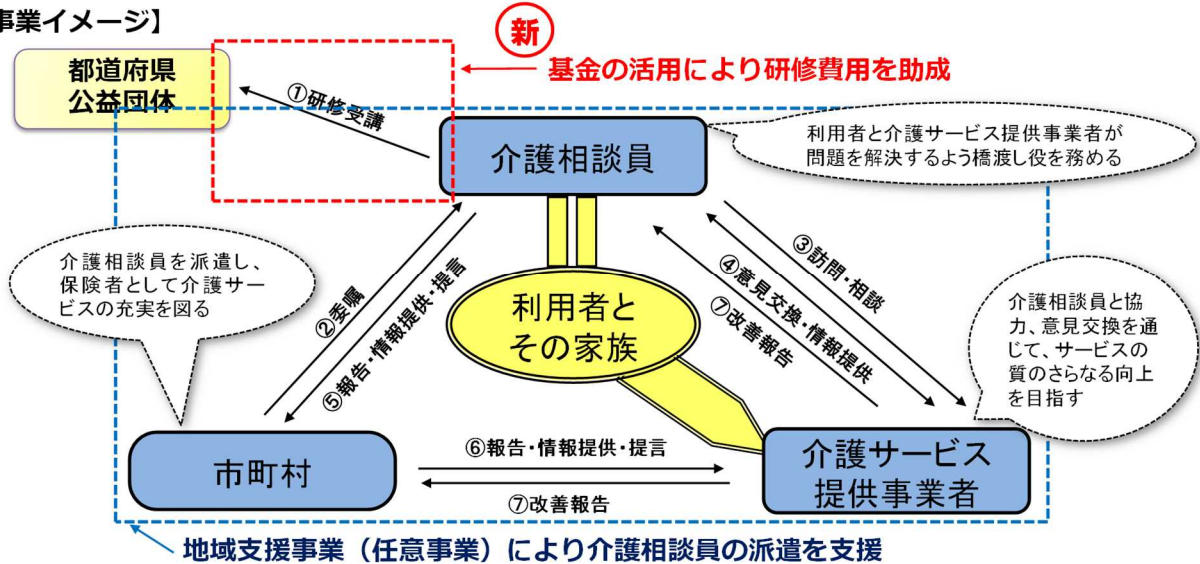
[助成対象経費]

- 都道府県 (市町村も可)

- 新任研修 (新規受講) ● 更新研修 (登録後毎年受講)
- 主任研修 (一定期間活動後、指導的立場の者)

- 自治体が実施する研修費用 (会場使用料等)
- 公益団体が実施する研修費用 (旅費・受講料等)

【事業イメージ】



30

新

離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業 (地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進。

地域外からの人材確保を支援

○地域外からの就職促進

地域外から介護サービス事業所・施設に就職するために必要な費用を助成
(赴任旅費、引越・転入費用、短期間の体験就労等)



○地域外での採用活動支援

地域外での就職説明会の開催等



○先進自治体からのアドバイザー招へい等

離島、中山間地域等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等

資質向上を支援

○介護従事者の資質向上推進

- 地域外から講師を招いて介護従事者の資質向上研修を実施するために必要な費用を助成
- 介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために必要な費用を助成



通いの場等への移動を支援

○移動支援の担い手を確保

- 高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ
- 移動支援の担い手養成研修の実施
- 運転に係る講習等の受講
- 福祉有償運送の実施に係る手続きの助言等

※介護サービス事業所、通いの場、医療機関等への移動



【離島、中山間地域等の範囲】

①「厚生労働大臣が定める特定居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年3月31日厚生省告示第99号)」に規定される地域(離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄振興特別措置法に規定する離島、豪雪地帯等)

②「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)」に規定される地域(特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域等)



31

4 介護施設等における衛生資材等の供給・備蓄について

(1) 都道府県等における衛生・防護用品の供給・備蓄

① 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の支援

今後の感染症対策として、各都道府県等介護保険部局等において、衛生・防護用品の備蓄を行い、介護施設等での感染が発生した際、速やかに供給を行っていただく必要がある。そこで、国において、以下の種類・数量の衛生・防護用品の購入・配布を行っていることから、感染が発生した際には、直接持ち込むことも含め、迅速にこれらの防護具等を供給いただきたい。

なお、これらの防護具等は、感染発生時に使用するものであることから、速やかに社会福祉施設等に供給することが重要なものであり、その観点から、各都道府県等の中で、振興局などの出先機関に分けて備蓄することも考えられる。

○ 感染が発生した社会福祉施設等への支援（第1弾）

- ・サージカルマスク： 約 50 万枚（人口比で配分）
- ・アイソレーションガウン： 約 50 万枚（人口比で配分）
- ・フェイスシールド： 約 50 万枚（人口比で配分）
- ・手袋： 330 万双（人口比で配分）

※第1弾送付後、再度の感染症流行等により備蓄に不足が生じる場合、追加送付。

都道府県等が社会福祉施設等へこれらの防護具等を供給した実績について、供給を行ったらその都度、既にお示ししている様式に記載の上、報告をお願いしたい。

② 全ての社会福祉施設等への防護具等の支援

また、衛生用品の国内需給逼迫の状況が完全に解消されていないことから、一般的な感染拡大防止の観点から、介護施設等において必要な衛生用品等を確保して、介護サービスを提供することが必要である。

そこで、国において、全ての社会福祉施設等向けに、以下の数量の使い捨てマスクの購入・配布を行っていることから、各都道府県等において適切な備蓄や市町村や社会福祉施設等への配布をお願いしたい。

○ 全ての社会福祉施設等への支援

- ・サージカルマスク(第1弾)： 約 4,000 万枚（人口比で配分）
- ・不織布マスク(第2弾以降)： 9月までに約 5,000 万枚（人口比で配分）
10月以降、令和3年3月まで毎月約 3,000 万枚
（人口比で配分）

なお、都道府県等が社会福祉施設等へ衛生・防護用品を配布した実績について、既にお示ししている様式に記載の上、供給月の翌月 15 日までに送付をお願いしたい。

③ 都道府県における物資の備蓄の検討とその支援

国内市場の需給状況如何にかかわらず、防護具等を社会福祉施設等が安定的に確保できるよう、都道府県においても積極的に防護具等の備蓄をお願いしたい。

そこで、都道府県における備蓄を行う目的で衛生・防護用品の購入を行う費用については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（国 10/10）、地域医療介護総合確保基金（国 2/3、都道府県 1/3）により補助を行っているので、積極的に活用いただき、管内社会福祉施設等で必要な衛生・防護用品の備蓄をお願いしたい。

なお、消毒用エタノールについて、主要メーカー各社からは、今後急な需要増が生じた場合に、フル生産で供給を行うようになるまでに 1 ヶ月要すると伺っている。各都道府県等におかれては、管内介護施設等での備蓄を含め、最低 1 ヶ月分を目処として消毒用エタノールを備蓄いただくようお願いする。その際、優先供給を行っているアスクル専用サイトの活用も可能である。

なお、各施設・事業所において、感染症対策に必要な衛生・防護用品を購入する費用についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による補助が可能であるので、積極的に活用いただき、各施設・事業所においても防護具等の必要量を検討の上、備蓄をお願いしたい。（資料 4-1）

（参考）関連事務連絡（資料 4-2、3）

- ・「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の都道府県等における備蓄の推奨と体制整備について」（令和 2 年 5 月 29 日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の都道府県等への配布について」（令和 2 年 6 月 12 日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡）

（2）布製マスクの全介護施設等への配布

再利用可能な布製マスクについて、全ての介護施設等の職員・利用者に行き渡るよう、国が一括購入の上、本年 3 月中旬～4 月中旬に約 2,000 万枚、6 月下旬以降に約 4,000 万枚（いずれも介護施設等向けは内数）の配布を行ってきたところ。

8 月以降については、希望する介護施設等に限り、職員・利用者 1 人当たり 4 枚の布マスクの再度配布を行うこととしている。希望の申し出方法などの詳細は別途お知らせすることとなるので、その際には、管内市町村や関係団体、管内介護施設等に対し周知をお願いする。

(3) 自然災害対策におけるマスクや消毒液等の物資の確保と積極的な融通

感染症対策に加えて、今後の本格的な出水期を迎えるに当たり、自然災害対策にも万全を期することが必要である。

各都道府県等の各部局において、必要な物資を確保し、備蓄しておくことが重要であり、上記のように、国としてもマスクや消毒液等の物資の支援を行っているが、自然災害の際に物資の緊急の需要に答えられない場合は、都道府県等内の関係部局が連携して、マスク等の必要な物資を相互に融通して対応することが可能である。

これまでお示ししている事務連絡も踏まえ、大規模災害が発生し、管内介護施設等へ配布するマスク等を迅速に調達することが困難である場合には、衛生部局・防災部局の備蓄を活用するなど、必要に応じて放出を依頼し、対応をお願いしたい。

(参考) 関連事務連絡 (資料4-4)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通について」(令和2年6月12日付け内閣府政策統括官(防災担当)ほか事務連絡)

- 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。今後は、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。
- そこで、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入。
- また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

事業内容

1 感染症対策の徹底支援

- 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】
（感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用）
- 今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な費用【都道府県支援】

2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者や接する職員に対して慰労金（20万円）を支給
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者や接する職員に対して慰労金（5万円）を支給

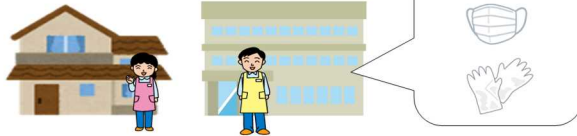
3 サービス再開に向けた支援

- ケアマネジャーや介護サービス事業者によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援（アセスメント、ニーズ調査、調整等）等

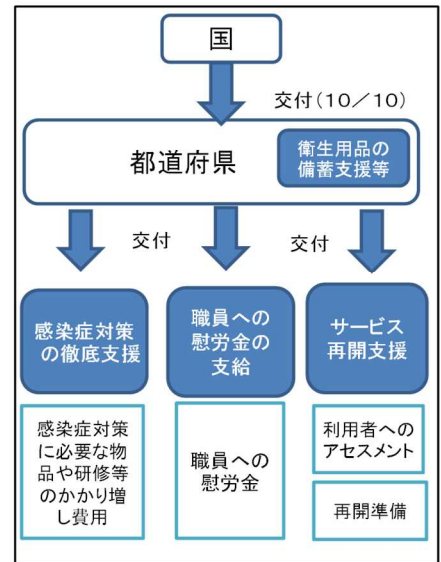
4 都道府県の事務費

補助額等

実施主体：都道府県
補助率：国 10/10



事業の流れ



令和2年度補正予算

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援 I

既定経費対応

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な費用を補助する。

■補助内容

① 都道府県の消毒液等購入費

- 介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い必要な一般用マスク、消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入に必要な費用について補助

② 介護施設等の消毒・洗浄経費

- 感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄に必要な費用について補助

③ 地方自治体の広報・啓発経費

- 高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、地方自治体の感染症予防の広報・啓発経費について補助
（例：視覚障害がある高齢者向けの点字パンフレット、高齢者が必ずしもインターネットを通じて情報入手するとは限らないため市町村報に折り込むチラシ）

④ 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費

- I 介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助
- II 風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用について補助



■補助対象施設 ①～③は全ての介護施設等、④は入所系の介護施設等

■補助率 国 2/3、都道府県 1/3

■補助上限額 ①～③は設定なし（都道府県が認める額）
④は1施設あたり、I：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）II：4,000円/㎡

■補助実施主体 都道府県

■活用財源 地域医療介護総合確保基金

■補助の流れ



※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

事務連絡
令和2年5月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための
衛生・防護用品の都道府県等における備蓄の推奨と体制整備について

新型コロナウイルス感染症への対応に多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

感染が発生した際の社会福祉施設等に対する物資の供給については、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」（令和2年4月7日付け厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）の中で、衛生部局と民生主管部局が連携の上、防護具等を確保した上で、社会福祉施設等で感染が発生した場合については、民生主管部局が当該施設に対し、防護具等の速やかな放出を行うよう依頼しているところです。

感染が発生した際の社会福祉施設等については、緊急事態であり、それ以上の感染拡大を防ぐ観点から、当該施設等に対して一刻も早い物資の供給が必要です。

また、感染が発生していない社会福祉施設等についても、必要なマスク等の防護具や手指消毒用エタノール等（以下「防護具等」という。）を確保し、それらを適切に用いながら適切にサービスを提供することが重要です。

一方で、これらの防護具等の中には、国内需給が逼迫している品目もあり、それぞれの社会福祉施設等では確保が難しい場合もあります。

このため、社会福祉施設等が安心してサービスを提供できるよう、下記の通り厚生労働省から都道府県等（政令市・中核市含む。以下同じ）の民生主管部局に対して、防護具等の供給を行うことにいたしました。

防護具等の供給を行うに当たっては、都道府県等で予めご準備いただきたい事項などがあることから、都道府県等における防護具等の確保・備蓄とその適切な供給・放出に関して対応いただきたい点について、下記のように留意事項をまとめましたので、都道府県等におかれては適切にお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の支援について

(1) 基本的考え方

現在、社会福祉施設等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の都道府県等の対応については、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」（令和2年4月7日付け医政局経済課ほか連名事務連絡）において、

- ① 民生主管部局内においても必要な防護具等の備蓄の確保に努めることとした上で、
- ② 当該防護具等について確保できない場合については、衛生部局に伝達し、協力を要請することとし、
- ③ その上で、社会福祉施設等で感染が発生した場合については、民生主管部局が当該施設に対し、防護具等の速やかな放出を行うよう依頼しているところです。

一方で、②のように、部局間の調整を挟んで物資の確保を行うことは、緊急時に速やかな放出を行う観点で言えば、調整に時間がかかることも考えられることから、民生主管部局においても必要な防護具等を確保しておくことが必要と考えられます。

(2) 検討・準備いただきたい点について

- (1)での考え方を踏まえ、現在、国から都道府県等の民生主管部局に対し、感染が発生した社会福祉施設等において必要となる防護具等として、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドの配布を検討しています。（サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドそれぞれを約100万程度国で購入し、人口比で配分し配布予定。これらの防護具等は必ずしも一括で配送になるとは限りません。6月下旬以降配達予定。詳細は追ってお知らせします。）
- 配布に当たっては、基本的に緊急事態に向けて都道府県等で備蓄いただくことを想定していますので、備蓄しておく場所（倉庫）や都道府県等の内部での防護具等の管理体制を整備していただくようお願いいたします。

- なお、感染者が発生した社会福祉施設等に対する支援を想定した配布数となりますので、社会福祉施設等ごとの備蓄やすべての市町村での備蓄は想定していませんが、都道府県等の中でより迅速に緊急時の社会福祉施設等に防護具等が配送することができるよう、例えば、各都道府県等の中で、振興局などの出先機関に分けて備蓄することも検討いただければと思います。
- 今回の国から配布することを想定している防護具等の対象サービスは、高齢者・障害児者・児童・生活困窮者向けの福祉施策のうち、入所施設や居住系サービス、濃厚接触者等に対してもサービス継続を行う必要がある訪問系サービス等感染者が発生してもなおサービスを継続して行うことを前提としているものを対象とすることを想定しています。
この点にも留意しつつ、それぞれの担当の間で、防護具等の管理、配布方法について事前に調整しておく必要があります。
- その上で、感染が発生した社会福祉施設等に対しては、迅速に防護具等を供給する必要があることから、その不足を確認した上で、都道府県等が直接社会福祉施設等に対し持ち込むなど、迅速に供給するようお願いいたします。
- なお、国からの配送については、感染が発生した社会福祉施設等に対する支援を想定した品目と数量をお送りすることになりますが、それに加えて、再度の感染症の流行や管内の社会福祉施設等からの要望も踏まえて都道府県等で必要な防護具等を幅広く確保し、備蓄しておくことに努めてください。

2 全ての社会福祉施設等への防護具等の支援について

(1) 基本的な考え方

- 上記1の施設を含め、全ての社会福祉施設等についても、一般的な感染拡大防止の観点からは、マスクや手指消毒用エタノール等の必要な防護具等を確保して、サービスを提供することが必要です。
- これらの防護具等についても、依然として、防護具等の国内需給の逼迫状況は完全に解消はされておらず、それぞれの社会福祉施設等では入手が困難な場合があることから、管内の社会福祉施設等のサービス提供に支障を及ぼさないよう、これらの防護具等についても都道府県等の民生主管部局が各社会福祉施設の需要を把握した上で、主体的に確保・備蓄し、適切に放出を行うことが望ましいと考えられます。なお、手指消毒用エタノールについては、別途ご連絡している優先供給スキームを適宜ご活用ください。

(2) 検討・準備いただきたい点について

- (1)の考え方を踏まえ、国から今後、都道府県等の民生主管部局に対し、マスクの配布を検討していますので、都道府県等内に備蓄する場所（倉庫）や都道府県等内部での管理体制を整備いただくようお願いいたします。

(6月下旬以降配送予定。第1弾は約4,000万枚のサージカルマスクを国が購入し、人口比で配布予定です。第2弾以降は不織布マスクを順次配布予定です。詳細は追ってお知らせします。)

このマスクの配布対象は、上記1と異なり、感染が発生した社会福祉施設等のみに限定されるものではありませんので、管内の社会福祉施設等の在庫状況や都道府県等における備蓄状況、マスクの流通状況等を踏まえ、適切な備蓄や配布の方法をご検討いただきますようお願いいたします。

また、高齢者施策・障害児者施策・児童福祉施策・生活困窮者施策それぞれの担当の間で、マスクの按分方法や管理、配布方法について事前に調整しておく必要があります。

その上で、当該マスクについて適切に管理、備蓄、配布いただきますようお願いいたします。

- なお、上記のマスクの配布に限らず、管内の社会福祉施設等におけるサービス継続の観点から、都道府県等の民生主管部局が適切に防護具等を確保することは望ましいことと考えられますので、管内の感染症の流行状況や管内の社会福祉施設等からの要望も踏まえて都道府県等で必要な物資を幅広く確保し、備蓄しておき、必要に応じて適切に放出することに努めてください。

(問合せ先)

<児童養護施設・保育所等に関するお問い合わせ>

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線4868)

○厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4853、4854)

○厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線4838)

○厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線4966)

<保護施設に関するお問い合わせ>

○厚生労働省社会・援護局保護課

TEL: 03-5253-1111 (内線2833)

<障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ>

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線3148)

<介護保険サービスに関するお問い合わせ>

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL: 03-5253-1111 (内線3979、3996)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL: 03-5253-1111 (内線3948、3949)

事務連絡
令和 2 年 6 月 1 2 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための
衛生・防護用品の都道府県等への配布について

新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般発出した「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の都道府県等における備蓄の推奨と体制整備について」（令和 2 年 5 月 29 日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡（以下「5 月 29 日付け事務連絡」という。)) において、国から防護具等を都道府県等（指定都市・中核市を含む。以下同じ）に配布することをお知らせしたところですが、詳細は下記のとおりですので、都道府県等におかれては、防護具等の受け入れの準備とともに、必要な情報の登録についてお願いいたします。

記

- 1 5 月 29 日付け事務連絡の「1 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の支援について」の（2）で示した防護具等として、第 1 弾を次のとおり配布を行います。

(1) 配布する防護具等、数量

①配布する防護具等

- ア. サージカルマスク
- イ. アイソレーションガウン（プラスチック製又は不織布 P E 加工製）
- ウ. フェイスシールド（大きさ 2 2 cm× 3 3 cm）
- エ. 手袋（P V C 製）

②配布数量

- ・①のア～ウ 各 5 0 万枚を人口比^{*}で配分
- ・①のエ 3 3 0 万双を人口比^{*}で配分

※ 母数：127,444 千人（平成 31 年 1 月 1 日 住民基本台帳による。）

(注) 第 1 弾の送付後に、再度の感染症の流行等により備蓄に不足が生じる場合は、追加送付をしますので、3 の (1) のメールアドレス宛てに連絡をお願いします。

(2) 配布時期

令和 2 年 6 月末から 7 月上旬を予定（おって、都道府県等ごとに物資名、数量、配送日を 3 の (2) で登録していただいた連絡窓口宛てにお知らせします。）

(3) 配布先

都道府県等ごとに 3 の (2) で登録された納品場所に送付します。

2 5 月 29 日付け事務連絡の「2 全ての社会福祉施設等への防護具等の支援について」の (2) で示したマスクの配布について、第 1 弾を次のとおり配布を行います。

なお、これらの物資については、次の感染拡大期に備えての備蓄や社会福祉施設の物資の在庫状況を踏まえた放出に当ていただきますようお願いいたします。

(1) 数量

サージカルマスク 4 千万枚を人口比^{*}で配分

※ 母数：127,444 千人（平成 31 年 1 月 1 日 住民基本台帳による。）

(2) 配布時期

令和2年6月末から7月上旬を予定（おって、都道府県等ごとに物資名、数量、配送日を3の(2)で登録していただいた連絡窓口宛てにお知らせします。）

(3) 配布先

都道府県等ごとに3の(2)で登録された納品場所に送付します。

なお、第2弾以降については、9月までに不織布マスク約5千万枚（人口比で配分）、10月以降令和3年3月まで、毎月約3千万枚（人口比で配分）を送付する予定としています。また、第2弾以降の送付先については、都道府県の希望により市区町村への配送も可能とする予定です。

3 連絡窓口、納品送付先等の登録について

上記1及び2の連絡窓口、送付先等の登録を次のとおりお願いします。

(1) 登録先（メールアドレス）

fukushi-mask@mhlw.go.jp

(2) 登録内容

① 連絡窓口（担当部課名、担当者名、電話番号、メールアドレス）

※ 連絡窓口は、民生主管部局内で一元化をお願いします。

② 納品場所（名称、郵便番号、住所、納品可能日（曜日等）・時間帯）

(3) 登録期限

(1)のメールアドレスに(2)の登録内容を別添様式に記入の上、電子メールにより、6月19日（金）17:00までに登録をお願いします。なお、電子メールの件名は、「連絡窓口（自治体名）」をお願いします。

4 照会先

照会については、3の(1)のメールアドレスまでお願いします。なお、極力、一元化された連絡窓口からの照会をお願いします。

電子メールの件名は、「照会（自治体名）」をお願いします。

5 放出実績の登録

都道府県等が社会福祉施設等へ防護具等を放出した実績について、防護具等別に、毎月ごと（月末締め）の実績を3の（1）のメールアドレスまで送付をお願いします。電子メールの件名は「放出実績（自治体名）〇月分」とし、翌月15日までに送付をお願いします。なお、登録していただく様式を連絡窓口宛て、別途、送付させていただきます。

事務連絡
令和2年6月12日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治行政局公務員部長
（新型コロナウイルス感染症総務省対策本部
地域連携・調整チーム副主査）
消防庁次長
厚生労働省医政局長
厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長

新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の
物資の確保と積極的な融通について

新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策にお取り組みいただき、御礼申し上げます。今般、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、関係府省でそれぞれの対策に必要な物資の確保についての考え方を下記のとおり整理しましたので、改めてお知らせします。また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症緊急事態は終了しましたが、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえれば、なお感染のリスクはあり、引き続き、医療機関及び社会福祉施設等における感染症対策に万全を期することが重要です。
- 一方、今後本格的な出水期を迎えるに当たり、自然災害対策に万全を期することが必要です。
- このためには、まずは都道府県（民生部局においては、政令指定都市・中核市を含む。以下同じ。）それぞれの担当部局において、必要な物資を確保して備えておくことが重要になります。政府としても、都道府県に対して、以下のような支援を行っています。
 - ・ 厚生労働省医政局から都道府県衛生部局を通じて医療機関等にマスク等を配布
 - ・ 厚生労働省老健局等から都道府県民生部局を通じて社会福祉施設等にマスク等を配布（予定）
 - ・ 内閣府防災は自治体のマスク、消毒液等の調達を支援
- 今般、関係府省において、これらの取組を行っても、なお物資が不足し、緊急の需要に応えられない場合には、下記2のとおり都道府県内の関係部局が連携してマスク等の必要な物資を相互に融通して対応することが可能であること、下記3のとおり関係府省間で連携して対応することを確認しました。

2 衛生部局・民生部局・防災部局間の連携

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 11 条にも規定されているとおり、新型コロナウイルス感染症対策のために備蓄しているマスク等は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条に規定されている災害応急対策のための備蓄と相互に兼ねることが可能です。このため、大規模災害の発生により防災部局においてマスク等を迅速に調達することが困難である場合には、避難所などにおける新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため衛生部局又は民生部局の備蓄を活用するなど、必要に応じて他の部局に放出を依頼し、依頼を受けた部局は機動的にこれに応えることができます。
- なお、衛生部局・民生部局・防災部局用のマスク等の融通については、これまで次のようにお知らせしてきております。
 - ① 「各市町村内の医療機関・介護施設等におけるマスク不足に対応して、医療・福祉担当部とも連携の上、各市町村で備蓄しているマスクを地域の実情に応じてできる限り活用していただきますよう、域内市町村に対するご周知をお願いいたします。」（「新型コロナウイルス感染症対策における備蓄マスクの活用について（依頼）」（令和 2 年 3 月 12 日付総務省自治行政局地域政策課・消防庁国民保護・防災部防災課事務連絡））
 - ② 「特に福祉部局の防護具の備蓄が十分でない都道府県が多いと考えられることから、当分の間、施設内で感染者が発生した場合など緊急時の介護施設等に対しても、都道府県内の企画部門、衛生部局、福祉部局、その他個人防護具を保有する部局等の関係部局が連携するとともに、必要に応じて、部局間で医療機関向けマスクを融通するようお願いいたします。」（「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について（その 3）」（令和 2 年 5 月 29 日付厚生労働省医政局経済課事務連絡））

3 関係府省間の連携

- 2 の都道府県連携を行ってもなお、都道府県の担当部局において物資が不足する場合には、速やかに内閣府防災又は厚生労働省に連絡してください。連絡を受けた内閣府防災及び厚生労働省は、相互に連携して対応します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により、厚生労働省が確保できるマスク等が不足する場合には、厚生労働省の要請を受けて内閣府防災が確保しているものを融通し、厚生労働省から都道府県担当部局に送付します。
- 大規模災害の発生等により、内閣府防災で確保できるマスク等が不足する場合には、内閣府の要請を受けて厚生労働省が確保しているものを融通し、内閣府防災においてプッシュ型支援に活用します。また、消毒液が不足する場合には、メーカーから内閣府防災が緊急的に購入できるよう厚生労働省で調整します。

【問合せ先】

厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係
TEL：03(5253)1111（内線 3971、3929）
03(3595)2888（夜間直通）
FAX：03(3595)3670
メール：tokuyou-ki_jun@mhlw.go.jp

5 令和2年7月豪雨について

(1) 災害発生時の被災状況の把握について

- 令和2年7月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生した。

- 災害発生時における介護施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号）に基づき都道府県、指定都市、中核市から情報提供をいただき、被害状況の把握及び支援策の検討に活用しているところであるが、必要な支援を迅速に行うためには、これらの情報が非常に重要であることから、引き続き災害発生時には迅速な情報収集及び提供をお願いする。

- 発災時において、特に被害が発生している地域に所在する介護施設等の被害状況については、都道府県においては、当該市区町村と密に連携して、積極的に情報収集等を行うようお願いする。

(2) 非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施の徹底について

- 介護施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、介護保険法等関係法令の中で、非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施について義務付けられている。

(参考)

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）

第26条

指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号）

第四 運営に関する基準

25 非常災害対策

- (1) 基準省令第二十六条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。
- (2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第6号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。こ

の場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

- 介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、各自治体の所管施設における非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況の点検、未策定の施設及び計画の内容が不十分な施設等に対する指導・助言をお願いする。
- 非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられるが、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとすることが重要であり、想定する災害についても、各介護施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容としていただきたい。

(具体的な項目例)

- ・ 介護保険施設等の立地条件 (地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、職員等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所 (市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路 (避難場所までのルート (複数、所要時間 等))
- ・ 避難方法 (利用者ごとの避難方法 (車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等

老推発 0722 第 1 号
老指発 0722 第 1 号
老高発 0722 第 2 号
老振発 0722 第 2 号
老老発 0722 第 2 号
令和 2 年 7 月 22 日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて介護施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします。

記

- 1 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第39号)第26条等の介護保険法等の関係法令において、非常災害計画の作成及び避難訓練の実施について義務付けられているが、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況(実施時期等)について速やかに点検をお願いする。

(参考1) 関係省令、通知

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第39号)第26条

指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号)

第四 運営に関する基準

25 非常災害対策

- (1) 基準省令第二十六条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。
- (2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

※ 他、各サービス指定基準省令等に同旨の記載

(参考2) 点検対象施設・サービス

- ①広域型特別養護老人ホーム ②地域密着型特別養護老人ホーム③介護老人保健施設
- ④介護療養型医療施設 ⑤介護医療院 ⑥養護老人ホーム ⑦軽費老人ホーム
- ⑧有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)

- ⑨有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ⑩有料老人ホーム（⑧及び⑨以外の住宅型有料老人ホーム。）
- ⑪認知症対応型共同生活介護
- ⑫小規模多機能型居宅介護
- ⑬看護小規模多機能型居宅介護
- ⑭短期入所生活介護
- ⑮通所介護（通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑯地域密着型通所介護（療養通所介護を除く。地域密着型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑰療養通所介護
- ⑱通所リハビリテーション（介護保険法第71条による居宅サービスに係る第41条第1項本文の指定を受けた事業所を含む。）
- ⑲認知症対応型通所介護（認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）

2 点検の過程で、非常災害対策計画が未作成又は内容が不十分であると判断した介護保険施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）や「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号）、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成31年2月1日老総発0201第1号、老高発0201第1号、老振発0201第1号、老老発0201第3号）等の通知や当該通知の添付資料を参考のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、介護保険施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の作成状況等を確認していただくようお願いする。

（具体的な項目例）

- ・ 介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等